

参議院文教委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月三日(火曜日)

午前十時二十一分開会

出席者は左のとおり。

参考人

日本育英
会理事長 緒方 信一君

委員長 中野 文門君

理事 北畠 教真君
吉江 勝保君
加瀬 完君

委員

木村篤太郎君
久保 勘一君
笹森 順造君
中上川アキ君
野本 品吉君
秋山 長造君
小林 武君
米田 勲君
柏原 ヤス君
赤松 常子君
秋山 長造君
加瀬 完君
小林 武君
米田 勲君

○委員(中野文門君) たいだいまより
文教委員会を開会いたします。
日本育英会法の一部を改正する法律
案を議題といたします。
この際、参考人の出席要求について
おはかりいたします。
本法律案審査のため、本日、日本育
英会理事長緒方信一君の出席を求め、
その意見を聴取したいと存じますが、
御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。
それではこれより質疑に入ります。
御質疑のおありの方は順次御発言願
います。
○野本品吉君 それでは、社会党の提
案にかかります育英会法の一部改正に

つきまして簡単にお伺いしたいとい
思います。
最初に伺いたいことは、近時、青少
年の問題が非常に政治的にも社会的に
も大きな関心事になっておるわけで
すが、この問題を突き詰めてまいりま
す。この問題と、行き着くところは幼児教育
の問題に向かっているようにございま
す。そこで幼児教育という観点から社
会党の皆様がいろいろとお考えいた
だいて、この提案になったように思
うんですが、私は日本の幼児教育の
問題でひとつ十分検討しなければなら
ない点があると思ふんです。それは厚
生省の所管する児童福祉法に基づく保
育所、保育園の問題と文部省の系統に
属する幼稚園の問題であります。厚生
省も幼児教育という立場から非常な力
こぶを入れてこの行政を進めようとし
ておりますし、文部省もまた幼児教育
の重要性というのを考えて幼稚園の
教育の充実に向かって非常に前向きな
姿勢をとっておるわけです。しかし、
対象になります子供はひとつの幼児で
ありまして、そこで末端の実情等をし
さいに見ますというところ、保育園の保育
と幼稚園の教育との間にいろいろな、
混乱とまでは言えないけれども、さ
れども、錯綜を起しておるというや
うな事態をあらわしておるというや
うなのが実情であらうと思ふ。そこで、
私が提案者にお伺いしたいと思ひ
ますのは、この保育園における幼児教
育と幼稚園における幼児教育の問題を
どういうふうにお考えになっておられ

ますか、この点についての所見をお伺
いしたいと思ふ。
○秋山長造君 いまの御質問の点は、
私も従来から幼稚園の問題を扱う場
合にいつも突き当たる一つの重要な問
題なんです。幼稚園は幼児に對しま
して学校教育を施すことが目的であ
り、保育所は保育に限る児童の保育と
いうことを目的としておるのであり
まして、おのずからその機能は異な
るわけでございまして。ただ、しかし、
従来の実態からいいますと、内容その
ものにどうもはっきり区別がつかない
ような点もあり、それからまた一般の
人の認識についても、幼稚園と保育園
を混同しておるような傾向もござい
まして、いつも問題になるわけでござ
います。この点については、三十八年
の十月二十八日に文部省の初中局長と
厚生省の児童局長との連名をもって、
両者の関係について認識を深めるため
の通達が出されたことは御承知のと
おりであります。大体その通達の線に
沿いまして、できるだけこれが混同さ
れないように考えていかねばならぬだ
らうと思つております。

○野本品吉君 そこで、この法案を提
案されますときに、保育所のあり方に
ついていろいろお考えになっておると
思ふのですが、その点についてさらに
御意見がありましたらお伺いしたい
と思ふのです。さらにつけ加えてお
きます。つまり、幼稚園の職員の問題
を考えると、保育所の保育をどう
するか点についてお考えになってお

られるかどうかと、これです。

○秋山長造君 幼稚園の問題を考
えるときに保育所の保育をどうするか
という御質問の意味がちょっとわから
ないんですが、もうちょっと詳しく……

○野本品吉君 保育所の保育の処遇等
の問題、資格とかですね。幼稚園の職
員の問題を考えますね、そのときに保
育所には保育所の保育がおつて、そ
うして大事に幼児教育をして、幼児
の指導をして、そのときに保育所
の保育の問題について、資格とか、身
分とか、いろいろなさういふ問題に
ついてお考えになりましたかどうか、
なつたとすれば、どういふふうにお考
えになられたか、こういうことです。

○秋山長造君 保育所の保育の問題は
まだ考えておりません。

○野本品吉君 さらに伺いたした
いのでありますが、この法案の実施を
公布の日からということにされてお
りまして、何月何日という時期を明確に
されない点はどういうふうにお考えで
ござい
ますか。

○秋山長造君 この点は、実は昨年度
提案しましたときは四月の一日施行と
いうことにしていただいたのですが、し
かし、
相なるべくんば、四月の一日施行より
もっと早く施行できればこの三月の三
十一日に卒業する人たちにも適用が
できるわけなんです。まあそういう便
宜を考へまして、公布の日から施行、
こ
ういふふうに変更したわけなんです。

○野本品吉君 それからこの法案が実
施される場合に、この法律の適用対象

第六部 文教委員会會議録第十一号

になるであろうと推定されるもの数はどういふふうにお見込みですか。

○秋山長造君 これは対象が二種類あるわけですね、幼稚園の教員の場合と、それから養護教諭の場合。幼稚園の教員の場合については、これはどうもいままで適用がなかった人へ今度新しく適用しようというわけですから、その実態をつかむのに非常に骨が折れるわけなんです。したがって、私も正確に詳細な数字はつかんでおりません。ただ三十七年度に一応調査した数字があるわけなんです。これは全国の幼稚園の数が分校も含めて七千六百八十七ありますが、その七千六百八十七の幼稚園のうち回答のあったのは千七百七十二しかなかったわけですが、その中で大体二百二十五名該当者があつたといふことをつかんだわけなんです。したがって、それから推定しますと大体五、六百名ぐらいになるのじゃないかというように考えておるわけなんです。それからもう一つは、第二の養護教諭であります。養護教諭につきましては、これは一そうつかみにくいのでして、大体、養護教諭の対象人員が千人から千二、三百人ぐらいの数字になるだろうと想定しまして、そのうち養護教諭にいよいよ現実になる人が二割ないし四割、平均して三割くらいだと思ひますので、三百人ないし四百人ぐらいが育英資金の貸与対象になるのじゃないかというように推定をいたしておるわけであり

ます。

○野本品吉君 お話のとおり、人員を確実に把握するといふことは相当めんどろだと思ひますが、したがって、この法案が実施された場合における予算

関係の数字も、人数がはっきりしないのではつきりした数字をはき出すことが困難である、こういうことになりませんか。それからあと養護教諭の問題ですが、これは養護教諭の養成、確保、充実に對しまして、文部省としても相当前向きな姿勢で検討を続け

ておるわけですが、現在の養護教諭の不足数はどれくらいにお見込みでし

うか。

○秋山長造君 これは御承知のとおり、小学校、中学校合わせまして大体三万五千くらいあるわけですから、それ

ぞれ各学校へ一人ずつ配置するとい

たしますれば三万五千人要るわけ

です。ところが昭和三十三年現在で

およそ九千人しか養護教諭はいない

わけなんです。だから、その差額が結局これから充実にいかねければならぬ数字になるわけなんです。そこで、当委員会で決議をなさつたりしまして、文部省では養護教諭の充実五カ年計画といふものをお立てになつたことは御承知のとおりであります。そうして三十八年度から四十二年までの五カ年間に五千人余の養護教諭の充実をするといふことで、まず、初年度の三十八年度二千二人という計画を立てられたわけ

であります。実績は大体三百五十人程度しか充実にできていないといふことになってゐる。これから相当馬力をかけて養護教諭の養成をし、充実をしていかなければ、これは五千人の養護教諭の充実すら、これは五カ年間にやれるかどうか、はなはだ疑問だらうと思つてゐるわけなんです。

○野本品吉君 いま提案者からお話のありましたように、私も文部省が立てられた養護教諭の充実の五カ年計画の

進行の状態に對しては、きわめて遺憾に思つておるものであります。この点についてはいづれ適当な機会に文部省にもお伺いをいたしたいと思つております。

そこで、次に伺ひたいと思ひますことは、幼稚園の教育の問題ですが、幼稚園の職員の充実と同時に幼稚園の設置その他についていろいろと考へさせられる問題があるわけなんです。申しますのは、ある時期に幼稚園が多くなり過ぎたと申しますか、ベビーブームのときに幼稚園が非常に数が多くなつた。その後、出生した子供の数が激減してゐる。これによりまして、幼稚園の経営がいろいろとむづかしくなつてきておる。幼稚園のこの点については今後どうしていったらいいか、どうすべきかといふことは、一応、幼稚園問題を考える場合に私は見落としてはない問題だらうと思ふ。そういう点について何かお考へがあら

うならば、これも伺ひたいと思ひます。

○秋山長造君 やつぱり、まず第一は、経費の問題だらうと思ふのです。現在、幼稚園の充実がなかなか設置基準どおりいかないといふ一番根本の原因は何かといふことをいろいろ考へてみますと、結局やつぱり財政的な問題が一番大きいんじゃないかというように考へます。たとえば、文部省自身にいたしましても、新年度幼稚園振興七カ年計画を立てられまして、そして三億二千万円の予算要求をなさつたにもかからず、これが四分の一です。七千三百百万円程度に査定を受けておるわけですね。それでも園舎の整備費の五千万円のはかに、新たに設備費の

補助として二千万円という新規の経費が計上されたわけですね。これも、これはまあ当初の幼稚園振興七カ年計画という面から考へますと、非常にこれは不十分な数字だらうと思つております。文部大臣もこの委員会で所信表明をなさつた中にも、幼児教育の振興を重視することを特に強調されてゐることは御承知のとおりです。また、私もその点に關する限りは全面的にその趣旨に賛成するものです。したが

いまして、まず国が幼稚園に對する財政的な措置といふものを、もっと振興計画を裏づけるに足るだけのものを予算に計上するといふことが一番必要なことじゃないかと思ふのです。それからさらにその一つとして、たとえば地方交付税なんかの組み方を見ましても、小学校、中学校の経費に對してそれぞ

れ別ワケで交付税が算定されてゐるわけなんです。ところが、幼稚園に關する限りは幼児教育が重要な要素だと言ひながら、独立した項目として幼稚園費といふものが計上されておらぬわけなんです。算定されてゐない。その他の経費といふことでばく然と含められて算定されておるに過ぎない。したが

いまして、ほんとうに幼稚園教育といふものを名実ともに充実にしていこうというならば、たとえば交付税の算定について、やつぱり小学校と並んで幼稚園費といふものを独立した項目としてやつぱり設定すべきじゃないかといふことを考へておられます。

○野本品吉君 法案に對する質問は私はこれで終わります。

続いて育英會に關する質問をした

い。社会黨の幼稚園の職員その他に關する法案の中で、育英會の貸与金の返

と、これは三十八年度の末、まだ来ておりませんからこれは推定でございます。すけれども、百十四億——百十五億に近い数字でございます。

○野本品吉君 その百十四億のうち、先ほどお話のございましたように、まだ返還期の来ていないものと、返還の免除をしたものを差し引いて百十四億になるのですが、そのうち返還が済んだ額と申しますか、まだ済まなくとも返還の途上にあるものも含めまして、返還の額はどれくらいになっておりますか。

○参考人(緒方信一君) これも概数で申し上げますが、七十七億ほどはすでに返ってきております。

○野本品吉君 そうするというと、返還を求めなければならぬものが百十四億から七十七億差し引きすると幾らになりますか。三十七、八億、こういうことになるわけですか。

○参考人(緒方信一君) ちょっといまの点でございますが、三十八年度末で三十七億というのはいわゆる延滞額になっていてあります。これから今度三十九年度に入るわけでありまして、けれども、三十九年度に新たに返還すべき金額というのがこれに加わるわけでありまして、したがって、三十九年度にはそれを加えた金額が回収すべき金額と、こういうことに相なります。

○野本品吉君 そうすると、返還のパーセンテージからいいますと、どれくらいになりますか、何割が返ってきているか。

○参考人(緒方信一君) まあ返還されなければならぬ金額、先ほど申し上げました百十四億、それに対して七十七億が返還済みでございますから、

ら、そのパーセンテージをとりますと六七・七％、七割足らずということになります。

○野本品吉君 三三％が返還が滞っておる。そこでその返還の滞っておる人員というのはどれくらいになりますか。

○参考人(緒方信一君) いわゆる延滞者の数でございますが、これも三十八年度末を推定いたしますと四十万人ぐらいにはなります。

○野本品吉君 四十万人のものが一応さらに返還を求めなければならぬ。そこで、一体どうしてそのような返還が滞滞しておるか。延滞というのか、停滞の理由、原因、そういうものについてどういふふうにお考えになっておりますか。

○参考人(緒方信一君) これはいろいろ調べてみますと、何と申しますか、ほんとに悪意があつて、自分はいくら返さない、返す必要ないんだ、というふうな徹底した悪意のあるもの、うものはあまり少ないんじゃないかと思ひます。ただ、やはりするするになつてゐる、ついついかりためてしまふ。そうなりますと、若い人でございますから、たまつてしまひますと、相当な経済的に負担になりますから、それがするするたまっていくというやうなことがあると思ひます。それから育英会自身といたしましても、いろいろと手を尽くして回収に努めてはおりますけれども、何しろ最初から、そもそもこういう金が返つてこないということとは考えないで事務態勢もとられておつたやうなこともございまして、請求、督促等の手だても十分してなかつた点もあつたかと存じます。そういう

ことをただいま反省いたしまして、いろいろと回収する努力をさらに加へておるやうな次第でございます。

○野本品吉君 私も、みな相当高い教育を受けて良識を持った人々たちですから、悪意を持って返還の義務を怠つておるものとは考えたくない。しかし、事實は返還がこのような滞つておるものであります。むしろ、これは育英会側からの働きかけというか、事務的な手を伸ばすことに欠陥があるんじゃないかというふうな見方もできると思うんですが、その点についてどういふふうにお考えですか。

○参考人(緒方信一君) ただいま申し上げましたように、従来の手の届かなかつた点は十分反省をいたしております。私も借りた人が返すということには当然なこととございまして、かりに請求、督促等が行き届かなくても、本人が積極的に返してくるというのが本筋だと思ひますけれども、しかし、何しろ実情をいたしましては、若い諸君が職場に働いておられて、ついついうっかりするということもございまして、しょうし、また勤務時間等が非常に忙がしくて、返還期間を知りながら、それを銀行や郵便局に持つていくという時間を見出せない、そういう事情もあるかと思ひます。でございまして、私どもとしましては、そういう人たちがなるべく払いやすいやうな方法を講じてあげるといふことが必要だと思ひまして、一方、請求、督促等を厳重にいたします反面、その便宜を与える、払い込みのしやすいやうな便宜を与えるといふことに力を注いでいこうと思つております。そういうことでいろいろと具体的にやっております。

○野本品吉君 育英会からの資金の貸与をいたします場合に、大学に設けておられます委員会というんですか、大学あるいはその他の学校で資金貸与の委員会を設けて、その委員会の推薦によつて決定するわけですね。そうすると、貸与を受けるときにそういう委員会を設けてやる。その学生が大学を出てそれぞれの職場に入つてから先のことについては、そういう関係機関といふものはあなた方に積極的な協力がないんですか。

○参考人(緒方信一君) 育英会の奨学金の貸与というのは、学生本人と育英会との契約、突き詰めて申しますと、金銭の貸借契約であります。しかし、これはただ普通の金銭の貸借関係にとどまるべきでございせん。この貸与金は国費でございまして、一応、育英会が国費を借りてそれを学生さんに貸してゐる。そういう貴重な国費を使つて人材養成のためにやつてゐる仕事でございまして、そこにはただ金銭の貸借のみならず、精神的なつながりとも申しますか、公益的な観点もそこに加へなげなう、これは当然でございます。したがって、いまお話のように、これを貸し付けるときも、また貸し付けたあとにおきまして、学校当局が相当これに力を尽くす、あるいは返還等につきましても十分学生を輔導していくといふことはやつてもいいと思つております。現にだいたい骨を折つてもらつております。ただ、これが社会に出て来てそれぞれの職場に就職したその後におきましては、なかなかこれを学校自体としてつかみにくい状態でございます。そこで、いまお話の最後の点でございます

けれども、就職いたしました職場におきまして、これをお世話願うならば、返還等の便宜をはかつていただくということになりますと、これは非常に本人のためにもよろしうございまして、それから日本の育英会の貸与制度を実施していきまします上におきましても、非常にけっこうなこととございまして、現に民間におきましても、あるいは官庁におきましても、職場返還ということが行なわれております。これは本人が勤めます会社、銀行あるいは官庁におきまして、そこに勤めます元奨学生を集めて、そして給料日等に積み立てをさせまして、それを一括して返してやる、こういう協力体制が漸次整えられつつあります。まだ十分ではございせんけれども、漸次整えつつあるという状況でございます。

○野本品吉君 私は育英会と本人の個人との関係だといふけれども、その中間に立つて、あつせん者、学校の委員会その他は積極的に返還の問題についても学生に対して責任を感じてもらいたいといふことを考える。それから育英会の中に、何か貸与を受けた人たちのまじりな会合ができておつて、そしてお互いにかつかり貸与金を返そうじやないかといふことを話し合つたりしてゐるやうな団体があるわけですね。こういう団体がある一方、今度は延滞して平然としてゐるやうなこともなりますと、これはたいへんおもしろくないと思つてゐます。あの会に対して育英会はどういふふうな方針で育成強化しようとしてゐるのか伺いたい。

○参考人(緒方信一君) いまのお話は育英友の会というのができております。これは元奨学生の諸君が卒業した後、いわば同窓会のような組織になつております。各県に支部がございます。それが連合して中央に中央機関がございます。いずれもこれは自分で仕事を一方持ちながら、中心になる人たちが奉仕的にこれを世話していくという事でございます。まだその力は微弱でございます。しかし私どもとしましては、いまおっしゃるような意味におきまして、これはぜひ伸ばしていきたいと思つて、先ほど申し上げましたように、国の金を借りてその恩恵によつて学業を終え、そして社会にりっぱに立っていく、そして自分の返した金が後輩の学資にまた循環して使われる、こういう仕組みでございますから、先輩と後輩の何と申しますか、相互連帯的な、共助、お互いに助け合つていく、こういう精神が非常に大事だと思つて、そういう精神を基調にして、いまのような制度、組織を私どもは直接返還の問題には必ずしも関係しないことかもしれない。そういう精神的なつながりを醸成することが、いま問題のあります返還問題にも非常にプラスになる、かように思つて力を尽くしておるような次第でございます。

○野本吉吉君 私はいまの育英友の会というのは非常にいい考え方だと思つて、したがって、育英会でも、その他の方面でも、ああいう良識の芽といふものをどうしたら育てていくことができるか、どうしたらこれを大きくすることができるといふことについては、あの人たちの自発的な会合もさることながら、やはりこれに力を加してやるだけの愛情をもって臨まなければいけないと、かように考へておるわけなんです。終局的には、育英会から、あるいはその他の方面から催促などをすることなしに、ことごとく貸与を受けた者のあの良識の力によつて、結果によつて、この問題が解決されるように持つていくことが、根本的な解決策の一番上々の策ではないかと思つておるんで、そういうことについて、その金を育成し、助長していくための何かのめんどろを見ておるのですか。

○参考人(緒方信一君) これは、まあ精神的な支援は十分いたしておるつもりでございます。まあ具体的にはどういふ活動をしていくかといふことを少し申し上げると、たとえば講演会を友の会の主催でやるのか、それに対して私も講師をあっせんしてあげて、また、育英会会長が、森戸先生でございますが、会長みずから出ていろいろのお話をします。必ずしも育英会の問題だけではなく、広く教養、文化の面におきますそういう研究、講演等を行なっていくというやうなこと、あるいはまた、これはやはりお互いの間の親睦、融和、協力というやういふ精神を醸成することが一番大切だと思つて、そのためにお互いでいろいろな、まあたとえば英会話の勉強をするとか、女子はけい花の教室を持つとか、それからあるいはときにはビクニックと一緒にやるとか、そういうことを中央あるいは各地方におきましても行なつております。これに対しては育英会としても、その活動についての事務局といったやうなものは、育英会自身が引き受けております

が、そのほか具体的にいろいろ援助をいたしております。講演会のような場合に若干の助成をするとかいふやうなこともやっております。しかし、その会合そのものは大体各人の会費によつて運営されておりますが、それに若干の支援をしていくというやうなことでございます。今後、ひとつ十分力を尽くしていきたいと思つて、御意見、非常にありがたく拝聴いたしました。

○野本吉吉君 それから、これは返還との関係があるので私はお伺いするのではありませんが、かりに高等学校から大学院を終るまで引き続きずっと貸与金を受けた場合に、一人の人間がどれくらいの金額を返さなければならぬか。

○説明員(笠木三郎君) これは三十八年度現在の単価で、一応、修業年限全部貸与を受けたと仮定いたしました計算でございますが、これは一般貸与の場合でございますが、高等学校で五万四千円、それから大学で十三万八千円、それから大学院が修士、博士ともに全部借りたといつたしますと、大学院全部で七十八万円、総計いたしますと九十七万二千円、約百万円足らずという金額にのぼるわけでございます。

○野本吉吉君 そうすると、それを二十か年間に返すといふことになるわけですか。

○参考人(緒方信一君) いまのお話は、高等学校から大学、それから大学院とずっといまの単価で計算しました金額でございますが、大学院まで出た人には免除職といふのがございます。特別の免除職につかなければ要返還といふことになるわけでありまして、もう少し申し上げますと、大学を出てつく免除職としては、教育職あるいはそのほかでございます。それから大学院を出てもございます。それぞれのものに該当する職につけば免除になるわけでございます。いずれにしても、ずっと借りてそういう職に全然つかないといふことであれば、二十か年間に返さなければならぬといふ次第になるわけでありまして、

○野本吉吉君 研究職とか、教育職につけば返還義務が免除される、そうでないものは要するに百万円を二十か年間に返さなくちゃならぬ。この負担はそう軽いものでもないように私は考える。したがって、その返還の方法その他について、できるだけ親切にめんどろをみてやるように考えるべきではないかといふふうに私は思う。そこで次に、先ほど緒方理事長から職場返還の問題に触れたので、そのことについて私はお伺いしたいと思つて、実は御承知のように昨年の十二月の十二日に、当時、政務次官を私がしておりますときですが、私は特にこの点について皆さんと相談をして、そうして次官会議の申し合わせをして、育英資金が順調に返還されるように考えるべきであるといふことで話し合つたのであります。そのときにわれわれが問題にしましたのは、公務員の中に返還義務を完全に履行しない者が相当多数ある。そこで、これらの方々の良識に訴えて返してもらふためには、各省庁でそれぞれの責任を持つてこの返還を十分やるための便宜をはかつていただくようにしたい。そのことを育英会のほうから連絡をとってほしいといふことを申し合わせたわけなんです。その当時の申し合わせとしては、要返還のうち

○野本吉吉君 私はいまの育英友の会といふのは非常にいい考え方だと思つて、したがって、育英会でも、その他の方面でも、ああいう良識の芽といふものをどうしたら育てていくことができるか、どうしたらこれを大きくすることができるといふことについては、あの人たちの自発的な会合もさることながら、やはりこれに力を加してやるだけの愛情をもって臨まなければいけないと、かように考へておるわけなんです。終局的には、育英会から、あるいはその他の方面から催促などをすることなしに、ことごとく貸与を受けた者のあの良識の力によつて、結果によつて、この問題が解決されるように持つていくことが、根本的な解決策の一番上々の策ではないかと思つておるんで、そういうことについて、その金を育成し、助長していくための何かのめんどろを見ておるのですか。

○参考人(緒方信一君) これは、まあ精神的な支援は十分いたしておるつもりでございます。まあ具体的にはどういふ活動をしていくかといふことを少し申し上げると、たとえば講演会を友の会の主催でやるのか、それに対して私も講師をあっせんしてあげて、また、育英会会長が、森戸先生でございますが、会長みずから出ていろいろのお話をします。必ずしも育英会の問題だけではなく、広く教養、文化の面におきますそういう研究、講演等を行なっていくというやうなこと、あるいはまた、これはやはりお互いの間の親睦、融和、協力というやういふ精神を醸成することが一番大切だと思つて、そのためにお互いでいろいろな、まあたとえば英会話の勉強をするとか、女子はけい花の教室を持つとか、それからあるいはときにはビクニックと一緒にやるとか、そういうことを中央あるいは各地方におきましても行なつております。これに対しては育英会としても、その活動についての事務局といったやうなものは、育英会自身が引き受けております

が、そのほか具体的にいろいろ援助をいたしております。講演会のような場合に若干の助成をするとかいふやうなこともやっております。しかし、その会合そのものは大体各人の会費によつて運営されておりますが、それに若干の支援をしていくというやうなことでございます。今後、ひとつ十分力を尽くしていきたいと思つて、御意見、非常にありがたく拝聴いたしました。

○野本吉吉君 それから、これは返還との関係があるので私はお伺いするのではありませんが、かりに高等学校から大学院を終るまで引き続きずっと貸与金を受けた場合に、一人の人間がどれくらいの金額を返さなければならぬか。

○説明員(笠木三郎君) これは三十八年度現在の単価で、一応、修業年限全部貸与を受けたと仮定いたしました計算でございますが、これは一般貸与の場合でございますが、高等学校で五万四千円、それから大学で十三万八千円、それから大学院が修士、博士ともに全部借りたといつたしますと、大学院全部で七十八万円、総計いたしますと九十七万二千円、約百万円足らずという金額にのぼるわけでございます。

か困難があることが十分察知されるわけでございます。それからもう一つ、私のほうといたしまして、これをだんだん進めておきますけれども、一方、返還金の率を引き上げていくという関係からいいますと、こういう方法を進めていく努力と同時に、あわせて現実に金を回収しなければならぬ仕事がございますもので、一年間たちまちたけれども、十分に御期待のように全部が実施するという状況にはまだ立ち至っておりません。まあ数でも、各省の本省のほうは大体いま申しましたとおりでございます。残っている省は少数でございますけれども、いろいろ外郭機関等を加えて考えますと、まだ相当残っているという状態でございます。これは官庁に限りません。ほかの職場も同様でございますけれども、従来私もこういうお願いをするにつきまして一番困難を感じますのは、私どものほうの事務の非常にむずかしい点でございますけれども、要返還者というものが、先ほど申しましたのは延滞者の数でございますが、要返還者は七十万近くある、七十万人につきまして、職場ごとのグループ分けというのがこちらにはできないのであります。七十万人の者を番号順にずっと整理しておりますけれども、それを中央の各省にある省に勤務している者がどれどれかというのを具体的に人を抽出することは非常にむずかしいわけでございます。結局、勤めておりますところで元奨学生を調べていただきますして、それを集めていまいた組織をつくっていただきたい、こういうこととでございます。そこが一番弱点が

私のほうとしてはある。それからもう一つは、これをやりますためには、一口で申しますと何でもよいのであります。私どもの外務員が職場に出向きまして、その職場々々で集めてもらいます要返還者、つまり元の奨学生一人一人に会いまして、従来、育英会とかわけております契約を要返して、そういう集団的に返すという契約にし直す、それらの手続というのは相当人手もとりますし、一方、先ほど申しましたように相当な返還金の成績をあげるという、回収の成績をあげるというそのことにつきましても追われておるものでございます。政務次官會議でおきめいただきましたあと一年たちました今日、まだいま申しましたような実情であることを申し上げます。

○野本吉吉君 私には率直に、去年以来あなた方が骨を折っておることをよく知っております。そこで政府機関のどれどれがいままでその趣旨に沿ってそれぞれの職場で金を集めて、そして返還するようにしておるか、どここの省が、あるいは役所がやっておるか、それを具体的にひとつ名前を聞きたいのです。

○参考人(緒方信一君) それは何か資料で提出していただくわけにまいりませんでしょうか。

○野本吉吉君 簡単に役所の名前だけ言ってください、実施されておるところだけ。

○参考人(緒方信一君) 現に実施中の役所としては、ずっと上から申しますが、大蔵省、文部省、建設省、自治省、法務省、農林省、郵政省、以上が中央省でございます。それから人事院、会計検査院、経済企画庁、国税

庁、宮内庁、最高裁判所、東京高等裁判所、工業技術院計量研究所、これは区分が相当でございまして、以上が実施中のものでございます。

○野本吉吉君 さらに、貸与金の返還について民間企業体でもまじめにこの問題を考えて、自分の企業に従事している者からは少なくとも延滞者を出さないという配慮のもとにいろいろと協力されているところがある。そこで、民間企業でこれに協力して、いまのような職場返還を行なっているところはどこどこですか。

○参考人(緒方信一君) ずっと上から申し上げますが、住友銀行が、これはずいぶん早くから協力されております。これは非常に特許でございます。これは私が昔お願いする前から積極的、これは頭取の意向だといふふうに私も聞いておりますけれども、延滞金のある者につきましては厚生資金を貸し付けてやって、そうして一時立てかえて返させる、そしてあとはずっと返還していくというのをやられておるうちに聞いております。いろいろそのほかでございますが、読み上げます。浦賀重工、東洋信託銀行、フジテレビ、伊藤忠商事、松下ラジオ、住友金属、上田化学、日立造船、丸紅飯田、日本レリオン、松下電器、近畿相互銀行、神姫自動車、富山相互銀行、井関農機、東京銀行、日生産業、それから自分のところで日本育英会であります。

○野本吉吉君 この趣旨が地方庁にも響いてどうか、あるいは前からだか知りませんが、地方庁でもこの趣旨に沿って返還に協力している県があると思う。それはどこどこですか。

○参考人(緒方信一君) この方法を地方庁にもお願いしたいということ、私のほうからお願いをしかけておるわけでございます。そこで、すでに実現いたしましたところは千葉県、千葉県教育委員会でございます。千葉県と千葉県の教育委員会でございます。ここだけで実施いたしております。相当これから実施しようという機運には若干なっております。

○野本吉吉君 私が特にこの点をこまかく伺いたしたのは、私は返還問題について、返さない人が不都合だとか何とか不都合ばかりをするつもりじゃない。要するに、三十七億の金が返ってくれば、その三十七億の金によって幾千の後進生徒がその恩恵に浴することができる。したがって、どこまでも良識に訴えて完全な返還を期待しなければならぬ。特にいま伺いまして私の感じますことは、つまり私はまず公務員からこのことを始めるべきであるというのを提唱いたしました。と申しますのは、三十七億を順調に返るようにするためには、少なくとも公務員がその範を示して、それに一般がならうというふうな雰囲気をつくっていくようにすべきで、で、公務員の問題に触れたのであります。三十七億を返還してもらいたいというときに、公務員の者がその返還義務を怠っておるといふような事実が世間に起こったとするならば、幸いにしていま相当数の民間企業もこれに協力しておるのではありませんけれども、全般的にこれを各職場、各事業所に呼びかけるということも効能が少なからう。そこで公務員の諸君にも理解ある協力を期待すべきであると、こういうふうに考えてい

るわけなんです。私はそういう意味でいまのままで放任いたしますと、結果的には正直に返していく者と、なかなか返さない者と、この二つになってしまつて、正直者がばかを見るという結果になる。この返還業務というものは絶対に思うようにはいかないと。そこで育英会としては、国の機関である各省庁のうちで、相当多数がこれに協力してくれておるのでありますから、さらに積極的にあらゆる方法を講じて、まだ実施の段階に入っておらない、そういう各省庁に対して働きかけていく努力を続けていかなければならぬ、どうですか。

○参考人(緒方信一君) お説のとおりでございます。私もこれから続けようとしていたし、考えております。そういうしまして、返還の問題の大きな中心の推進の力にこれがなつてもらうようにしたい、かように考えております。

○野本吉吉君 この問題は、すでに千葉県が県庁及び教育委員会があげてこの問題に協力をしておるということでありまして、やはり地方庁に対しても私は積極的にその協力を求むべきじゃないかと思う。地方庁に対して従来どういう連絡になっておりますか。

○参考人(緒方信一君) これは御承知でございますが、育英会の支部というのが、各県の教育委員会の中にございまして、中というは場所が中でございますけれども、支部長に教育長をお願いしておるわけでございます。支部に専門の職員も若干ございます。各県にございまして、そういう力を通じまして、各県の教育委員会、それを通じま

して、果行とか、こういうところに関連をとりおきまして、そこで何と申しますか、こういう事情をよくわかつていただきまして、たとえば、私どもの職員が直接出かけていってお願いするとか、あるいは文書によってお願いするとか、こういうことを現にやっておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、相当機運ができてきたように考えております。千葉県に続く県がだんだんできてくるだろうと期待をいたします。

○野本吉吉君 いろいろ育英会も複雑な事務ですから、簡単にはいかないかもしれませんけれども、ぜひ今後とも一段の努力を私は希望をいたしたいと思います。

そこで、いままでおやりになった返還業務、それから育英会全般の運営の上から、将来の育英制度のあり方、育英制度及びその運用の問題についていろいろとお考えになっておられると思うので、それらの点についておれわれも今後研究しなければなりませんから、この際御所見があったら承りたいと思います。

○参考人(緒方信一君) まず、いままで返還のことにつきまして御質問がございましたので、そのほうから申し上げますと、先ほどからお話に出ておりましたように、育英会が取り扱っております、実施いたしております奨学金の制度というものは、貸費の制度、国費を育英会が借り入れまして、それを学生にさらに貸して学業の用に供する、こういうことでございます。国費は、もとより申し上げるまでもなく、国民の皆さんの非常に貴重な税金を主体として、国費をお借りしておるの

でありますから、私どもとしての心がまえといたしましては、これを貸して学業を続けてもらう。そのことが最も有効に行なわれる。具体的に申しますと、奨学生の選考を適正にして、ほんとうに必要な人に出すことを、またそれに値する人に出すということが必要であると思っております。これが根本であろうと思っております。それからまた、これは貸費の制度でございますが、その恩恵によって学業を終えた者はこれを返さなければならぬ、返す意味は、返した金をさらにあとに続く後輩の生徒のための学資としてこれを活用するという意味でございます。非常に貴重な資金でございますから、その資金をなるべく多数の生徒に均等に活用してもらうという意図では、やはり貸費の制度ということにございまして、それが上であつておるわけでございまして、先ほど申し上げたけれども、相互助け合いというふうな精神にも基づくわけでございまして、したがって、いままで、この返還のことがスムーズにいくということが、現在の育英会の事業の実施のやはり相当基本になるわけでございまして、返還の成績が上がらなければ事業の維持発展はなかなかむずかしいということになります。したがって、いままで、先ほどから御指摘のよう

に、相当の延滞がございまして、これはまことに申しわけのない状態でございまして、これは国民の皆さん方に対して申しわけない状態でございまして、したがって、私どもとしましては、これを一日もすみやかに正常な姿に戻すということに努力しなければならぬと考えるわけでございまして、先ほどからいろいろ御指摘のようなことがございまして、まだ私の申し上げていないような点もございまして、いろいろ工夫をいたしましてこの成績を上げていく、向上にまずつとめておるわけでございまして、おかげをもちまして、まあ長年の努力の結果がやつとことしぐらいから実りまして、ことしの返還金は昨年と比べますと相当格段の成績が向上いたしております。さらに来年度も続きましてこの状態を維持していきま

すならば、先ほど申し上げましたように、今年度末の状態を推計いたしますと、七割までいけますが、六七・七割までの成績が上がるだろうと思っております。来年度も同じような調子で伸びてまいりますと、八割近い返還金が確保できるのではないか、かように思っております。八割までいけますと、中にはいろいろ事情があるものもございまして、これはさらにむずかしいことになるとも考えられますけれども、八割までは少なくとも来年一ぱいぐらにはこぎつけた、かように思っております。これは、これは育英会の今後の事業の基礎を固める上におきまして大きな問題だろうと思っております。それからまた一面、これは事業の運営の点から申しまして、経営の点から申しまして大きな点でございまして、やはりこの事業の本体は資金を学生に貸し付けて、そうしてそれによって人材を養成される。また本人が才能を伸ばしていく、これを助けていくことが基本であることは申し上げるまでもございせん。その観点から見ました場合に、現在の状態がこれで十分で

あるかと申しますと、そうじゃないと思ひます。たとえば、金額の面にいたしまして、各学生に貸します、各種ございまして、あるいは人員の数にいたしまして、十分でない点が多々あると思ひます。そういう点をこれからどういうふうな伸ばしていくか、改善していくかということが非常に大きな問題だろうと思ひます。いろいろこまかく申し上げますと相当こまかくなりますけれども、まあ貸し付け金の返還を十分軌道に乗せて、その基礎の上に将来の人員数、金額等、貸し付けにつきま

で改善をはかっていく、非常に抽象的でございますけれども、そういうふうに一応考えております。

○野本吉吉君 私は育英制度の問題はさらに研究して前向きに取り組まなければいけないというのをだれもお考えになっておられると思う。そこで、対象になる学生を事情の許す限り拡大していくということ。それからして、貸与金をできるだけ増額して、少なくともアルバイトが主で学校が副になっておるといふような、悲惨なといつていく

らしい状態なんというものは解消すべきであると思ひ考へておる。そこで、対象の拡大あるいは貸与金の増額の問題は、それとらへら問題として、返還金が完全に返ってくるということが条件になってくると思ひます。貸与対象者を拡大する、それからして貸与額を増額する、しかし、ざるへ水を入れたように漏れてしまつて、そして返還金が返らないということになりますと、育英制度の将来というものは非常に心配になるわけなんです。そういう意味で、この返還の問題については、関係者らが全部協力して、そして新しい若い後輩の諸君の育成のために、自分たちは義務を完全に履行するのだというふうにしなせんと、本年度も育英会に対する国の支出等は相当増額されておるのであります。増額の必要を感じれば感ずるほど、返還の問題を十分にしなければいかぬ、こういう考え方をいろいろと御質問申し上げておるわけなんです。そこで、今後さらに一段の御努力をお願いしたいのであります。幸いにその後の状況を見ますと、六七%の返還をみたということであ

ります。これは一番悪いときほどのくらいでしたかね。

○参考人(緒方信一君) お手元に資料として出しました中にも、これは最近の五年間だけでございますが、三十四年を見ますと、五二・八%ということになっておりました。まだ悪かった時代があつたかと思ひますけれども、この五年間くらいに一五%以上伸びてきたということなんです。

○野本吉吉君 五年間に何%くらいの上昇率ですか。

○参考人(緒方信一君) 昨年三十七年度が五八・八%でございますから、一割まではなりましたけれども、それに近い上昇がことしの末には、三十八年度末には期待できると思ひております。

○野本吉吉君 いろいろ伺ひまして大体の様子が変わりました。先ほど申しましたような意味におきまして、私どもとしては、育英制度の拡充発展のためにこの問題にさらに深い関心を持っていきたい、かように考えております。育英会におきまして、十分の御努力を特に要望いたしまして私の

質問を終わります。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後二時十四分開会

○委員長(中野文門君) これより委員会を再開いたします。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。難尾文部大臣。

○国務大臣(難尾弘吉君) このたび政府から提出いたしました文化功労者年金法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

文化功労者年金法は、文化の向上発達に際し特に功績顯著な者に年金を支給し、これを顕彰することを目的として、昭和二十六年四月に制定された法律であります。以来、今日までの間に文化功労者として決定された者は、百五十六人にのぼり、わが国文化の振興に資するところ大なるものがあつたと信ずるのであります。ところで、文化功労者に支給される年金の額は、制定以来五十万円とされてまいつたのであります。その間における国民の生活水準の向上、社会、経済事情の変遷には著しいものがあり、また、文化国家として文化の向上発達を一段と期する

見地からも、この際、年金額を改定して、この法律の趣旨の達成をはかることが必要かつ適切と考えられるに至りました。そこで、このたび年金額を百万円に引き上げることとしたしました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(中野文門君) 以上で本法案の提案理由説明聴取は終了いたしました。

○委員長(中野文門君) この際、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の施行に関する件について、文部大臣から発言を求められております。これを許します。難尾文部大臣。

○国務大臣(難尾弘吉君) 先般の委員会において、米田委員から文部省主催の都道府県教育委員会教科書主管課長の御指摘がありました。その後、調査の結果、都道府県教育委員会の行なう指導助言については誤解を与えたようであり、この際それを明らかにしたいと考えます。

まず、ABC等の評点をつけたものを資料として与えるべきであると文部省の説明を受け取ったとすれば明らかに誤解であり、文部省としてはそのような指導をする考えはありません。この指導助言は、あくまでも採択のための基準となるもの並びに採択の対象となる教科書の特徴、特色等について簡明な表現をしたものを資料として提供

し、採択権者の自主的な採択を間接的に援助しようとするものに限られるものであつて、具体的な教科書に対し採択の可否をあらわすようなものであつてはならない点をこの際明らかにいたします。

次に、都道府県教育委員会に、数種を選定してその中から採択させるような指導をする考えはありません。この点については、法律制定の趣旨を十分尊重して誤りのない指導をいたします。

次に、なお、採択地区の設定については法に定められたとおりでありまして、文部当局としては、これに干渉する考えは毛頭持っておりません。

○米田勲君 前の二回の委員会では、この教科書主管課長会議において文部当局が指導を加えたその指導の内容に法律上きわめて疑義があり、ところによつては明らかに違法であると思われる指導があつたことについて事態を深く憂慮いたしました。詳細な点にわたつて質問をし、法の誤りのない行政指導の確立を願つて、相当、長時間にわたつて質問をしたわけですが、いま文部大臣の報告をお聞きしますと、前回の委員会では、私もよく事情を承知しておらないので、十分調査の上、もし誤りがあるならば正をいたししようという約束に基づいて文部大臣のただいまの発言があつたものと考えます。

私はこの段階になつてから、もうこれ以上問題について追及することをやめる考えであります。しかし、私はここで一言申しておきたいのは、文部大臣の調査の結果、事実はどうであつたかということはお聞きをしません、私が

が前二回の委員会でも問題にした主管課長会議の内容は、まことにいまもって私としては承がでないものであります。これは、この主管課長会議だけでなくて、文部省の行政指導全体の姿勢の中に、どうも日本の教育行政全体の中、どうも日本の教育行政全体のたてまえをくずして、文部事務当局がしきりに権限外のことまで及んで、一強力的な指導助言だと考えておるのかもしれないが、やつておることとは、私は行政の秩序からいって、十分に自戒をせよとあらなければならぬと考えておるところであります。特に

今度のようによい、お互いによい苦勞をして修正議決したような法律が、行政指導の段階で、原案に近いと思われるような行政指導をされたということ

が事実であるとすれば、これはゆゆしき大事であります。文部大臣も二度目の文部大臣としての就任であります。その間、相当期間は文部事務当局の間には空白があつたと思ひますが、ぜひこの際、そういう文部事務当局の逸脱をしたような行政指導の姿勢、立法院の趣旨を転視したり無視したりするようなおそれのある行政指導については十分に責任を持って、誤りのないよう今後努力をしていただきたい。初中局長は今回の主管課長会議の当面の責任者であります。もちろん責任者だから何もかも知つておらなければならぬ。私は無理なことは言いませんが、大事だと思はれる点については、めくら判でなしに、要点を確かめた上で事務を遂行するようにしないと、今度のようないふ思ひの問題が発生して、そのためにわれわれもまた、考えてみる

と、むだな回り道をしてもとのところに戻さなければならぬということになり

ますので、今後はそういうことの起こらないように十分に注意をしていただきたい。私はもつと別な考えがございまして、与党の諸君のいろいろなお話もありまして、文部大臣の考えはつきりしましたので、この際はこれ以上この問題を取り上げて追及することはやめにいたします。その点を十分お考えをいただいて、今後とも民主的な教育行政を進めていただきたいことを切望いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、昭和三十一年度文部省の施策及び予算に関する件を議題といたします。

過日の委員会に引き続きまして質疑を行ないます。

○小林武君 文部大臣にお尋ねいたしますが、前の質問のときにも若干触れたのですけれども、大臣が就任された当初、幾つかの点について大臣の所信が発表され、これはすでに本委員会でも所信表明をされる以前にあつたわけでありまして、それを見て、私は非常に重大な問題だと思つておりました。その後、本委員会でも所信表明をなさつた中にも教員養成の問題について述べられております。私は、ここで大臣の御意見を十分にお伺いしたいわけでありまして、私は、まあ教員養成の問題について、最近では大学の科目に関する省令の問題について、かなり教員養成大学の中で議論が巻き起こつておることを知つておるわけでありまして、こういう行き方の中に、どうも私のひがみかどうか知りませんが、大臣か

らはっきりした案が示されないうちに、だんだんものごとがなしくずしの形でやられていくのではないかというようなことを非常に心配するわけであ

に示されていると思いますので、教員養成について一体どのようなお考えをお持ちしているか、ひとつきょうはお知らせをいただきたいわけであります。

まだ具体的に、このようにするというふうな結論を得るに至っておりません。

○小林武君 昭和三十二年の諮問のと

だ、この点だけについて特に研究する
ということではございませんで、この
中央教育審議会の答申のうち、基本方
針なり、あるいは具体的な措置全体に

の主義というところでございますが、これにつきましても、すでに中教審の御審議の際にも、やはりこういった制度では必ずしも十分な教員養成が実質的

間を申し上げるわけでありますから、どうぞひとつ隔意のない御答弁をお願いいたしますわけです。なお、文部大臣は昭和三十二年の六月十日に中教審

この問題を手がけてきておるわけでご

きの問題点に、要請された教員の資質について必ずしも十分とは認めたが、いわゆる教員の資質については十分ではない。そういうことが一つと、それから需給の調整が問題だということ

ついでに、そのと極論をいいたしたわけ
でございませう。特に資質だけについて
考えたわけではございませぬ。ただ、
しかし、小林先生御承知のように、教
員養成制度の答申につきましては、当

にできないのではないかと議論が
きわめて強かったわけでございます。
答申にも一部その制度が盛られており
ます。要するに開放性を全面的に否定
したものではありませんけれども、

に対して答申を求めています。教員養成についての答申でございますが、その際、諮問がございまして、そうして、その後、三十三年には中教審から答申があつた。さうして昭和三十七年

ざいます。関係の審議会等に対しまして、あるいは諮問をし、あるいは建議をいただきと、こういうふうな経過もあるわけでございまして、文部省として、この問題が一つの大きな懸

とを取り上げて理由といたしておると
思うのであります。この後、答申が
あったわけでありませうけれども、その
答申の中に、私は教員の資質というよ
うなものに関して、一本、教員の資質

時いろいろ批判もございましたし、また、一面この答申を具体的に実施したためにも、大学制度全般についてやはり検討する必要があるというようなことから、三十三号で出ました答申の

やはり教員養成のためには、それを本来の目的とする機関を置くべきであるということを言われているわけでございます。私どもも大筋としてはそういって考え方は妥当ではなからうかという

の十一月十一日には、教育職員養成審議会というものの建議もあつたというような、こういう経過もございますので、大臣が記者会見において述べられ

案になっておるわけであります。教員養成制度を改善したいというのは、できるだけりっぱな資質を備えた教育者を得たい、教育能力の充実した教育

の向上しない理由、あるいは資質が劣っていると、こういう見方もおそろく文部省の中にはおありだと見ていますけれども、そのような考え方に

具体的な実施は、その後ずっと見合せてまいったわけでございます。

○小林武君 文部大臣にお尋ねしたのですけれども、局長の答弁でけっこう

ふうんに思っているわけでございます。

○小林武君　ここでちょっと文部大臣にお尋ねいたしますが、文部大臣が談話その他で発表されておりますとこ

も、これはわけのないことでもないとい
はる。これはわけておるんです。そこで、大臣
から率直なひとつ御意見を伺いたいわ

出す。この問題は、しかし、具体的に検討するとなりますというとなかなか問題の多い仕事でございます。容易に

いると思うのであります。この答申の中に、こういう点の、いわゆる答申に対する検討というものはどのようになされているわけでありませうか、教員の

たしますが、開放制度に由来する免許基準の低下、いわゆる開放制度に由来するそのことが、ずっとあとを見る」と、結局、教員たらしめる者に対し

その間、松本がたがひ定するたてでなし
というの、いまのようなことをおっ
しゃったわけですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私はどうい
うふうなことを使いましたか記憶は

の資質の向上の角度から、どういふ一
上ということを申しておられます。こ
のおつしやることは、教員養成を改め
るということの理由の一つに資質の向
上ということを申しておられます。こ

結論を得るわけにまいらないのが今日
 までの実情でございます。私は、いわ
 ゆる人づくり政策というようなことが
 やかましく言われておる今日におきま
 して、文部省がやはり一番考えなけ

資質について、ただ検討もしないで現在もいるのでありますか。それとも、検討なさってどういう結論をお出しでありますか。あったらひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

て職能意識はもとより、教員に必要な学力、指導力すら十分に育成がされてない実情にある。こういうふうに書いてある。このことに対しては、いろいろな異論があるというような話であり

「ごさいせんけれども、現在の開放制度を抹殺するとか、そういうふうな考え方は持っておりません。ただ現在の開放制度に伴ういろいろな批判というものもあるわけでございますので、こ

体養成制度の改善を検討なさっているのか、これはもう先ほど申しました経過からいたしましたしても、検討はしておらないとは申されなまいだろうと思うの

りやなりませんことは、教育者の資質をできるだけ向上させまして、それによつてよりりっぱな教育が行なわれるように期待したいと、こういうことで、

○政府委員（小林行雄君） 教員の資質につきまして、この中央教育審議会の答申では、要するに、教員としては一般教養、専門学力、それから教職の教養、この三つが必要である。そのうち

ますけれども、文部省としてはどうお考えなのか、開放制度そのものに異議があるというような態度でありますか、どうですか。

れらを十分検討してみたいと思っております。わけでございます。

○小林武君 大学局長にお尋ねいたしますが、こういう開放制度に由来する

略お話をいただきたい。なお、その際、開放的な制度をただ否定するだけでなく、こうおっしゃっておりますけれども、開放的な制度をただ否定するだけ

この問題については、私もまた解決に努力をしたい、このように考えておる次第であります。ただいま省内におきましては、過去における答申あるいは

れらが、要するに学校の先生として有機的に統一されることが必要であるというようなことを言っているわけでございます。私ども大筋といたしまして

うに、現在の免許制度は、要するに大学において教員の養成は行なう、しかも免許法に定める一定の単位を履修した者に対しては、すべて教員の資格を

問題、あるいは需給関係等による級別免許状制度の採用、そういうようなことが教員に必要な学力とか、指導力、そういうようなものが十分に育成され

れもまた具体的な一つの問題点がこ

る検討を加えておる段階であります。

に答申の通りしることにきまつて
要当であると思つておりますが、た

といます。いわば開放的な最低基準

ないというような理由をお説めになり
ますか。

○政府委員(小林行雄君) すでにその
当時から、要するに開放制に利害得失
があるわけでございまして、開放制の
ためにまあ比較的資質も十分でない先
生も出てくるということが言われてお
りますし、その点は私も当たつてお
るところがあると思います。ただ開放
制には先ほど申しましたように、悪い
点ばかりでなく、いい点もあるわけで
ございまして、私もとしましては、よ
い長所は今後制度を改善する際にも認
めていくべきではなからうかと思つて
おります。

○小林武君 重ねてお尋ねいたします
が、いい点というのはどういうところ
ですか。

○政府委員(小林行雄君) いろいろあ
るかも知れませんが、たとえ
ば、狭い分野の学問的なものについて
十分な学力を得られるというようにな
るともひとつは考えられると思います。
それから、これはいろいろ議論のある
ところですが、いわば比較的低
ラエティのある教師が形成し得ると
いうこともいわれておりました。そう
いうような面もあるかと思ひます。

○小林武君 もう一つ、一体、免許状
の欠陥の問題ばかりでなく、教員を
養成するに必要ないわゆる大学の教育
が十分に行なわれないような教員組
織、施設、設備というようなもの、こ
ういふ点についてはどうなんですか、
当時ばかりでなく、現状においても私
は非常に重大な問題があると思ひま
す。この点について文部省はどのよう
にお考えになっておられますか。

あるいは施設、設備について、十分で
ない点があるのではなからうかという
お尋ねでございますが、私もこの
点はお尋ねのように考えております。
従来からもこの教員組織につきまして
は、できるだけ定数を確保していくと
いうことで教育委員の確保ということ
も行なつてまいりましたし、また施
設、設備についても、もちろん不十分
ではございますが、努力をしてまい
つております。ただ、現状いかにも不
十分な大学もございまして、今後もこ
の点につきましてはできる限りの努力
をいたして参りたいと思つておりま
す。

○小林武君 私はまあ教師の資質を高
めるといふことについては、これは文
部省と同じに賛成なものであります。教
師の資質を高めるために文部省は努力
をしなければならぬし、その他これ
に關係するものは、あらゆる面から協
力をしなければならぬと思つてござ
います。目的はそれでおつては、私はほ
んとうにりっぱな教師を得るといふよ
うなことはできないように思ひます。い
ま大学局長からお話を承つて、やつぱ
り教員養成についての大学の一体実情
というものをほんとうに見ていられる
かどうかという点については、きわ
めて私は問題を感じるわけでありま
す。一体、大学の格差というやうな
ものは、年々なくなつていきつたあ
るのか、それともだんだん格差が大き
くなつて、教員の養成を受け持つて
いけるやうな大学がだんだん、だんだん大学
というふうな状況に陥つてしまつて
いるのか、一体これはどうでしょう。た
えば財政的な二面から見てもどんな

のなんでしょう。か。大體格差は年々歳
歳大きくなつていくのじやありません
か、東京大学の予算というやうなもの
は、新制大学の二十校分に当たると、
こういうわけであります。こういうや
うな事実はないのでしょうか。そうし
て大学が大学らしくなつていくとい
ふのに対して、何らの手も打たずに、
いたずらに一体制度をいじつていい教
員を得なければならぬというやうなこ
とを盛んにいうのは、いささかの
ずれておるし、私はそういうやり方
を見ておりますという、何か別に意図
があるのではないかと考へさせられ
てくるわけでありまして。いまの一体、
学芸大学というものを、われわれの目
の触れたものだけ見ても、全く大
学などというのにはおさまらぬとい
ふやうな状況に私は置かれてい
る。この点どうなんですか、大学の
格差というやうな問題を文部省が最も
責任を持たなければならぬ財政の一
面から見て局長はどう考へになつて
おられますか。

○政府委員(小林行雄君) りっぱな教
育を行なうためには、申すまでもな
く、りっぱな先生の養成が大事でござ
いまして、したがつて、教員養成大学
に十分力を入れていかなければならぬ
ことは、ただいま御指摘のございま
したとおりでございます。従来も教員養
成大学の施設、設備、また教員組織等
につきましては、先ほどお答え申し上
げましたように、努力はしたつもりで
ございまして、努力はしたつもりで
ございまして、ただいまお叱りをいた
したやうなわけでございまして、しか
し、事態といたしまして特に他の学部、ある
いは他の分野のものに比較格差が次

第に大きくなるというやうな状況では
なかつたのではなからうかと思ひま
す。もちろん、これはいわゆる自然科
学系の分野のものと、人文社会系の分
野のものと差違はございますが、同
じ人文社会系のものだけを取り上げ
てみますれば、必ずしも年々その格差
が大きくなつていくやうな状況では
ないと思ひます。ただし、きわめて不
十分でございましたことは御指摘の
ございまして、今後この点について最
善の努力をしてまいりたいと思ひま
す。

○小林武君 私は教員の資質の問題を
取り上げるときに、一方面的な見方は
めだと思ひます。開放制がどうであ
るか、あるいは免許状のあれがどう
あるとかいふやうなことは、あるい
はもつと意地悪くいえば、いまの教
員はどうであるとかいふやうな一種
の偏見を持つた考へ方を持つて教師
の資質というやうなものを判定する
、そうしてこれをある方向に教育す
るというやうな考へが、もしあると
するならば、私は教員養成の建前か
らいって、これほどおそろしいこと
はないと思ひます。そういうし
かし、疑いがどうして
も起こつてくるわけでありまして、
それになぜかといふと、文部大臣に、
教員の資質とは一体どうだ、どうい
うことかと尋ねても、あまりはつきり
した御返事がないわけでありまして、
大学局長はきわめて形式的に、教員に
必要とある資質は、一般教養とか専
門学力とか、あるいは教職教養の三
つが必要だといふやうなお話を
ございまして、どうい
うお考へを持っておるかといふや
うなことは、それは日教組に対して

は、どうだといふやうなお話は承り
ましたけれども、いまの教師に對して
、一体どういふ注文があるかといふ
ことについては、これはお答えが、い
ままだなかつたように思ひます。私
はそういう意味で、文部大臣に教員
養成の一番の中心になる資質とは
一体何か。その資質の中で、日本の
将来の教育を考へる場合において
考慮しなければならぬ点は何か。
それを補うための、一体、大学に
おける教員の養成はどういふと、
なかなか納得がいかないわけであ
ります。大臣に、この点について
の御説明をひとつお願いするわけ
であります。

○国務大臣(渡辺弘吉君) 教員の資
質をできるだけ向上させたいといふ
ことを申し上げておるわけではござ
いませぬ。その資質とは何ぞやとい
うお尋ねのやうですが、私はやはり
教師としての教育力をできるだけ持
つた人に教育に当たつてもらいたい
。それからまた、その人格、またそ
の職務に対する態度といふやうな
ものにつきましても、とかく批判の
ない姿で教育に当たつてもらいた
い。すべての先生が変だとか何
とかいふやうな心持は毛頭ござい
ませぬけれども、日本の教育の充
実、向上をはかりますためには、で
きるだけそういう点において、充
実した資質を持つておる人が教育
に当たるやうにしたい、こういう
つもりで資質の向上といふことを
申し上げておるわけでございます。

○小林武君 まあ、味もそつけない
答弁でございまして、私も、私は
教員養成の問題を大きく取り上げ
ていくというためには、やつぱり必
要観がなけ

ればだめだと思ふのです。いまの日本の現状の中で教員養成というものを、どうして重大視しなければならぬかという、その点が明らかにならないという、私も、先ほどいささか気が回すような考え方も出てくるし、ほんとうに教員養成に当たる人たちの力が出て来ない、迫力もなくなると思ふのです。その点についての大臣の御答弁は、この前の質問にもありませんでしたし、今度もいまだのような、そういうそつけないことなんです。私はいまの世の中がどんどん進んでいく、いわゆる科学時代だ。この科学時代に即応して、一体日本の国民をどう養成するかという問題になると、教員養成については、十分考慮をしなければならぬと考えるのは、ひとり日本だけじゃないと思ふのです。これはどの国も、皆やっていると思ふのです。そういうことであるならば、そういうことを一言言ってもらえればいいし、いまの、さらに教員に不満がある、いまの制度を改めなければならぬところの行政上の欠陥があるというならば、その点も明らかにしてもらわなければならぬ、したがって、そこから出てくる教員に、どのような欠陥があるという点もあるならば、明らかにしなければ、私は教員養成の問題が、国民全体として、ほんとうにりっぱな成果をあげることはできないと思ふのです。

その点私は、一番初めに教員養成の問題を取り上げて、さらに、もうその当時からみたら、昭和三十三年です、七年たつております。その間に、先ほどからよく申し上げましたけれども、答申もあれば建議もあった、そう

して、文部大臣の所信としても、教員養成を大事にするという限りにおいては、私は、はっきりしたものと具体的なものを示しになる必要があるのです。率直な御意見を私はほんとうは承りたいのです。人格がりっぱで教育力があつてとかというようなお話ですという、これはあたりまえのことなんです。そうすると、どうですか、これは世の中が進むから、その世の中の進むのに相応じたりっぱな教師が必要であるから、教員養成にひとつ、一大改革を与えなければならぬとお考えであるのか、そのほかにもあるのか、あるいはないのか、その点を文部大臣からお聞かせいただきたい。

○国務大臣(遠藤弘吉君) いまさら申し上げる必要もないかと実は思つておつたのでありますが、今日、御承知のように、人づくりということが非常に大きな問題となつておるわけであります。あるいはまた、人間能力の開発であるとか、あるいはまた、道徳教育の充実であるとか、いろいろのことばが言われておるわけでございますけれども、要するに、りっぱな人を、また力のある人をできるだけたくさん養成していかねばならぬということ、これはもう日本だけではなく、お話をとおりに世界のどの国も関心を持つておる問題であらうと思ふのであります。私はこの要請にこたえるためには、やはり教えられ側の勉強も必要でございますが、同時に教える側の陣容も整備する必要がありますかと思ふのであります。そういう意味合いにおきまして、教員養成の問題が文部省として考えます場合には、人づくりの一番本格的な問題ではなからうかと、かよ

うにさえ思つておるわけでありまして、長い間の懸案になつておりまして、なかなか急速な解決をみないことは、まことに残念に思つておりますけれども、しかし、事柄が事柄でありまして、また、国の財力その他等の関係もございまして、技術的にむずかしい問題もございまして、容易に結論を得がたいのであります。何とかその意味におきまして、現行制度よりも、もっと目的に合うような制度を作りたという、この気持を持つて教員養成制度に取り組んでおるわけでございます。現在、現在の教員が、どなたも力がないうとか、どなたもだめだとかといううなことを言うつもりはさらさらございません。ございませぬけれども、現在の教師の中には、やはり教師としての資格が必ずしも十分でないのじやないか、こういう人もあらうかと思ひます。また、教育力においても、必ずしも十分でないというふうな点もあらうかと思ひます。これらは、あるいは時勢が進歩している、そういうことに即応して必要とせられる要素もあらうと思ふのであります。

そういうような現在の教師につきまして、いろいろの注文があるわけでございます。教員養成の面から、そのほうの御注文に對しましては、基本的にこたえていくようにいたしたい。また、現職教員につきましても、御承知のようにいろいろと、その資質の向上に努力しておるわけでありまして、根本的には教員養成の面において、従来の欠陥とせられております点を是正していくのには、一体どうしたらいいかという問題として私は取り扱つておるわけでありまして。

○小林武君 いまさらとおつしやれと、ちょっと引つかかるんですけれども、いまさらなどと言われる理由には私はないと思ひます。教員養成の問題を取り上げて七年間たつてゐる。その七年の間に、いろいろ御検討なさつてゐる、その御検討なさつてゐる方に、教員養成の一体改革をされようということをお考えになるからには、どの点から一体お考えになつてゐるかといううなことを聞くことは私はいまさらでないと思ふ。ただし、そういう言葉じりのけんかをやりたいとは思ひませんから、そんなことについては申し上げませんけれども、いろいろな教師に対する注文が出るのは当然だろうと思ふんです。これはいつの場合だつて完全なものはない。しかし養成制度をいじるということとは、これは相当な理由がなければならぬわけですから、これについては、私はかなり慎重な検討を要するのではないかと実は思つてゐるんです。

特に大学で教員を養成するということをお考えになつたのはどこにあるのか。教員養成の旧制度といひますか、古い師範制度のあれにかんがみて、大学において養成する方針を確立したといううなことを、大学で養成する場合には言われておるわけでありましてけれども、本委員会の中にも、旧制の師範学校の卒業生というものはたくさんいらつしやると、その中で、一体どういう教員の養成のしかたが一番いいかといううなことを考えるといううことですね。私はきわめていい意見が出てくるように思ふんです。私は旧制師範学校の卒業生として、大学で教えるとい

うことはたいへんいいことだと思ふんです。日本の、少なくとも教育を誤りのないようにやるためには、大学で行なうという大方針が立てられたことは、これは最も喜ぶべきことだと思ふ。

そうなりますという、大学で行なうといううなために、その理由がどこにあるかということが私は問題になると思ふんです。なぜ大学で行なうか、旧制師範学校ではなぜいけないのか、もちろん長所、短所を拾えば、両方にだつてないわけではありませぬけれども、しかしそれらをいろいろ考慮してみるといふと、大学で養成するというのが最も正しい。なぜ大学で一体教育するかということになると私は思ふんです。

そこで私は大学局長にお尋ねしたいんですが、学科目調査というのをやられましたね、文部省で。そして学科目に対する省令も出された。この際に、一体教員養成をしてゐる大学の中から、いろいろの反対意見が出たと私は聞いてゐるんです。そういう反対意見を大学局長はお聞きになつてゐるかどうか、また、その反対意見のおもなものは、一体どういうことであつたか、それをお尋ねしたいんです。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように四十三国会で国立学校設置法を一部改正いたしました。従来国立大学にのみ規定して、学部及び講座については統制的な規定の根拠があつたわけでございますが、学科なり学科学目については規定がございませんで、その辺、アンバランスになつておりましたのを是正するということにいたしましたわけでございます。で、その法改正に基づ

きまして、昨年要するに三十八年の初めから、各国立大学の学科、講座、科目等につきまして、現実の状況を調査いたしました。それにまた、いろいろと説明会等も十分いたしまして、この省令を作る段取りを進めてまいりました。ただいまお尋ねのございました要するに教員養成大学なり学部での反対意見ということでございますが、この点につきましては、要するに一つは誤解をされておった点があるかと思ひます。

と申しますのは、要するに課程制になると、教員養成大学につきましては、課程制をとったわけでございまして、課程制になると、要するに教育だけが行なわれて、学校の先生方の研究が行なわれなくなるのではないかと、この点が一つございました。これにつきましては、およそもう大学というところは、教育と同時に学問の研究をやるのであるから、課程制をとったからといって、決して教育の学問研究を否定するものではないということを十分御説明を申し上げまして御了解をいただいたと思っております。それからもう一つは、要するに課程制をとりました場合に、学問的なフィールド別の、分野別の区分けをこまかくしてもらいたいという点がございました。しかし、その辺も、まあどこまでこまかくするかという点が、いろいろと議論の分かれたところでございまして、いろいろの学界等からも御要望もございまして、その辺につきまして、私どもでできる範囲での裁量はいしたつもりでございます。現状におきましては、各国立大学ともすべてこの一月中旬に御了解をいただきます、もちろん御不満も

あろうかと思ひますが、一応御了解をいただきます、ただいまお尋ねの省令を作ったわけでございます。

○小林武君 局長が言うように、いろんな不満が、悪く言えば、泣き寝入りみたいなことだと私は思うのです。まあ省令を出したというふうなことに、これは文句をつける気持もありませんし、またそのこと自体は、たいしたことでもないように思うのです。この七条の改正というやつは、その以前においても、講座またはこれにかわるものというのがありますから、学

科目のあれを省令で出したところで、別にこれは前の場合といえども、たいしたことはないと思ひます。でありますから、そのこと自体は、私はたいしたことはないと思ひます。これはたゞ、一体、学科学科をこまかく文部省の基準に合せてやらなければならぬという理由は、どういふわけなんですか。文部省の原案を示して、ここにあって大学のあれだということ、文部省案に合わせるまでに何度か訂正をさせられて、そして最後は、文部省のひな形に全部合わせられる。一体、これで大学の自治とか学問の自由とか、そういうことが言えるのかどうかということが一つです。

この分け方が、学問の研究という立場からいって妥当なのかどうか、この点について、文部省は当然のことをしたというふうにお考えでございますか。これはほかの講座を持っています大学と同じ取り扱いをしたとお考えになりますか。

○政府委員(小林行雄君) 教員養成学部につきましては、ただいまお尋ねのございましたように、課程制をとった

わけでございますが、これは大学の他の学部と違ひまして、これは申すまでもないことでございますが、主として小学校の先生、あるいは中学校の先生の養成というところでございまして、他の学部のように、特定の学問の領域の中の細分化された、きわめて狭い分野について教育をするというのではございしません。教員養成学部では、比較的広い分野にわたって、先生になるために必要な科目を、いわば総合的に勉強するということがあるわけでございます。

で、これは、今回の省令で、初めてそういうことにいたしましたわけではございませんで、従来から各教員養成大学なり学部では課程制をとって、実際、こしはばくずつとやってきておるわけでございます。この省令で新たに、そういう制度を創設したわけではございません。もちろんこの課程制の中の学科学科、これにつきましては、私どものほうで一つのパターンと申しますか、表現のパターンをお示しいたしました。それは実際は、各大学で非常にバラエティに富んだ科目をお持ちになつておる。しかも、それが、たとえば先生の、教官の定数も持たずに、き

わめて狭い分野の特殊な科目について、そういう科目を設けておられるというふうなところがございまして、そういうところについては、あまりそういう細分化された学問の領域について教育をすることはいかがであらうかということをお示しいたわけでございます。しかし、私どものお示しいたしました、そういう表現のパターンに、すべてを統一したわけではござい

ませんで、大学のそれぞれの実情なり

沿革等に基づいて、ある程度個性のある科目を組んでおるわけでございます。全部の教員養成大学が、ただ一色になつておるというわけではございせん。

いづれにいたしましても、特にこのことによつて、大学の教官の学問研究を押しやるというような考えは毛頭ございせん。

○小林武君 いま誤解だというふうなお話もございました。しかし私は、これは誤解ではないと思つております。私の聞く範囲では、結局文部省に押しつけられた、このことが将来教員養成の上に、どんなに影響してくるかというのを憂慮している教官がたくさんいるわけですね。いま、いろいろお話がございましたけれども、大学の中へ一体、どういふ学科学科を置くかといううなことは、これはそういうことの自由、これがあつたら大学であるのではないですか。どういふ講座を置くかといううなことにしても、それは大学自体の問題としてやるところに、ほんとうに大学で教育をするということの意味があるのではないのでしょうか。

でありますから、たしか学術会議だと思ひますけれども、学術会議の結論としても、教員養成は大学で行なうというふうな、総合大学で行なわなければならないというふうな、こういう一つの意思表示もあるように聞いているわけでありまして、で、あなたが何とおっしゃつても、一つのひな形を示して、これに合わせるという事実、この例を一つ見たら明らかなんです。一々読み上げる必要もないと思ひますから申し上げませんが、どうして、こういうふうな大学の意向という

ものに干渉をして、私から言えば干渉なんです。押しつけて、一つの型にはめなければならぬのか、これでは、私は大学において教育をするという意義がなくなつてしまふと思ひます。何とあなたがおっしゃつても、大学が自主的に、そういうものを決定するということを、あなたは、あれですか、教員養成の大学に関する限り不適当だと思ひますか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のよう、国立大学では授業科目と申しますか、学科学科につきましては、先生を充当する場合には定員が必要でございすので、いろいろな財政的な折衝も、これから起こってくるわけでございます。したがつて、大学だけのお考えで、自由に新しい科目をおつくりになるという点は、ある程度拘束されるわけでございます。大学が、そういうお考えになつたら、直ちに実施できるといふわけではございません。

ただ、もちろんこの学科学科あるいは講座がございまして、一応この学科学科あるいは講座の目的、あるいは性格といった点から、おのずと基本的な学科学科というものは出てくると思ひます。しかし、それをはずれたからといって、一がいに非難はできませんし、また、特にそういう先生の異動を伴わないようなものでは、ある程度大学のお考えというものは、当然、私どもも尊重すべきものと思ひます。

○小林武君 それでは、念を押しますけれども、あなたのただいまの答弁によりますと、こういうひな形を示して、われわれはひな形に大体合致したと見ておるのですが、そうではなく

て、大学の自主的な学科目の決定というものは、これは認めるということに理解してよろしいですか。

○政府委員(小林行雄君) 今後、もちろん新たに増設される学科等もあり得るわけでございますし、そういうものにつきましても、大学当局とお話し合いをしましていかねばなりません。したがって、そういう場合に、すでにきめたものについても、いろいろ御要望があれば、十分私どもも検討いたしたいと思っております。

○秋山長造君 関連でちょっと。いまの点ですが、私なんか見ておって、どうも文部省は、ちょっと矛盾したことをやっておられる感じが受けるのですが、今度、大学財政は全部特別会計にされますね、大学の財政を一方では特別会計にして、それで大学の自主的な、自主性を大いに尊重するんだというような説明を一方でされておられるが、片方では、こまかい、いままで大学の自由にかまかしておったような、こういう科目だとか、課程だとかいうようなことまで、一つ一つこまかく省令できめなければならぬという、ちょっと逆行したことを同時にやっておられるような感じを受けるのですが、特別会計に、いままで一般会計でやっておったものを、特にここで全部特別会計で別ワケでやるというように画期的な、いい悪いは別として、画期的なこの方針を打ち出されながら、どうして、そういうことなら、なおさら、いまでこれやってきて、別に差しかつかせなかったものを、そのまま大学にまかせないで、特に今度こまかい点まで、一々文部省令できめなければいけませんというの、どうも矛盾しているように思う、まかしただけです、か、そうしないから、やはり特別会計にされたことについても、いろいろ裏を勘ぐられる理由が出てくると思う、これは特別会計という名のものと、実際には、この文部省の大学管理をましますところから強化していくんではないかというような疑問が出てくると思うので、やはり文部省自身が、要らぬ疑惑の種をまいておられるのではないかと、思うのですが、いかがですか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほどのお尋ねの中で答え申し上げたと思えますが、従来は、要するに国立大学にのみについては、学部から講義というわけでございますが、現実の問題として、学部の下に学科があるわけでございます、一般的に申しますと、この学科については何ら規定しておらなかつた。したがって、その辺法制上の手技かりがあるということが従来からいわれておったわけでございます。それから、新制大学では講座に相当する学科目について、何ら規定がされておらぬ。こういう点も不十分じゃないか、法制的に不十分じゃないかということ、が前々いわれておりましたので、法律の改正をお願いいたしまして、その制度をこしらえたわけでございます。決して、これによって新たに規制を強化しようというふうな気持は全然ございません。

それから、できるだけ大学の自営性というものは尊重していきたいという気持はもちろんなるわけでございます。特にこの特別会計制度に切りかえるというところ、今回の省令が、観念的に背達しておるというふうには、私どもは考えておりません。

○秋山長造君 観念的に背達しておらぬと、一々されておらぬとおっしゃる。それはあなたのほうは背達しておるといったらたいへんだから。だけれどもね、それはあなたのほうは、常識論です、常識から考えて、私はおかしと思うのです。いままで、そこまできまかく規定していなかったことが、いろいろ問題があつたんで、その懸案をこの際解決したのだというようにおっしゃるけれどもね、それは監督とか管理とかいう角度からだけ大学の運営ということを見れば、それはあなたの方の立場としては、それは不十分だったとか、いままでも問題だったとかいうことは言えるかもしれぬけれども、それは、大学側自身が、それは不十分だったとか、これではいかぬ、こまかい省令できめてもらわなければいかぬと申しておったわけじゃないか。大学のほうは、これでよかったんだ、また伝統的にも、それでしかるべし、これは適切にやられておつたと思うのです。ですから、特別会計というものは、それはいまも局長がおっしゃったように、いろいろな理由もあるが、やっぱり大学の自主性というものを一そう強く貫いていくのだ、尊重していくのだ、国としては、ということが、一本入らなければ、特別会計を、ただ財産処分が簡単にできるとかいうよう

なことだけでは、大した理由にはならぬと思うのです。ですから、やっぱり大学の自主性を尊重するというたてまえを一番大きく貫いていくというところが特別会計のねらいだとすれば、やっぱりいままでも、それで別に差しかえのなかつたことを特に、こと新しくこまかく規定していかなければどうも安心ならぬというの、は、ちょっと私、どう考えても矛盾していると思う。もっとも、その特別会計というものは、あなた方が、こういうことを考へられたあとに飛び出してきた、だしぬけに、ひょうたんからこまが出たかもしれぬけれども、経緯からいうと、しかし、まあそれは経緯の問題であつて、少なくとも一國の大学行政というやうなものが、予算折衝の過程で、ひょうたんからこまが出たように飛び出してきたということでは、笑い話では済まされぬ問題だと思ふ。やはりこれは一番、文教行政の非常に大きな根本的なたてまえの問題ですからね、そうなりますと、やはり学科から、講座から、そして課程から、一々省令できめなくちゃならぬというやうな理由は、あまり立たぬのじゃないか。かえってそういうことをしたら身動きがならぬやうになって、せっかくそれぞれの大学において、一つの伝統なり何なりを生かし、またローカル・カラーを生かして、さらに持ち味を生かし、パリエティに富んだ大学というものをつくっていくという趣旨からも、これは反するのじゃないかというように思えてならぬ。

もう一度その点についての御見解をお伺いしたいが、同時に特別会計の問題については、いま別に法案が、ここ

でかかつておるわけじゃないので、特別会計のときに、いろいろ突っ込んでお尋ねしたいと思うのですけれども、何とかこれを考え直されたらどうですか。事態が変わつたのですから、経過的には、あと先になつていくけれどもね、それはやはり大学の特別会計に切りかえという問題は、なかなか簡単に手先だけの技術的な問題ではないと思う。また、手先の技術的な問題に終わらしたのではないかと、思うので、この際、やはり大学の自治的な自主性というやうなものを、正しい意味でやはり確立していくことが、ぜひ一本、私はなければいかぬと思うのですが、大臣たるものには……。

○国務大臣(尾崎弘吉君) 特別会計のお話が出たわけでありまして、これはそのうち御審議を願うと思うわけでございますが、大学の自主性という点を、この特別会計と結びつけられまして強調せられておるわけでございますが、私は大学の自主性は、もちろん尊重すべきものと考えておりますが、これは特別会計であつて、一般会計であるうと、大学の自主性というものは、十分尊重していかなければならぬものと考えておるわけでございます。この特別会計は、制定の理由にも申し上げておきますように、大学の充実は、かつていきた、それから経理を明確にしたい、こういうことが主眼として制定したのでございます。

自主性の問題は、もちろん私は、いかなる形の会計におきましても、尊重すべきものであるというふうな考えますけれども、特別会計の設置の理由につきましても、むしろ私どもの強調したいのは、大学の充実は、かり

経理を明確にしたい、こういうところにある、かように御了承いただきたいと思ふのでございます。またそのときには、十分御質問等に対してお答えもいたしたいと思ひますけれども、そういう心持ちでもって御審議をお願いしたい、かように考えているのでありますから、御了承いただきたいと思ひます。

○小林武君 いま秋山委員からも質問がありました、問題は大学の、一休自主的な研究というふうなものを、なぜ一休、それほど拘束しなければならぬのか、大学特別会計の趣旨からいっても、そうじゃないかというふうな、いまの御発言であつたのであります、私はやはり、そういう一方での特別会計のねらいと、これは逆行してゐると思ふのですが、だから、先ほど局長がお話しになつた中に、私はちよつといままで聞いておつたところと違ふと思ひましたのは、新しく設ける学科目については、これはある程度大学の自治的なものを認めていくのだというお話があつた、それもやぶさかでないというふうなお話があつた。そのするなら、その他の一休、諸学科目の設定についても、私はどうして文部省が、それほどこだわらなければならぬのか、ひな形を示して、それをどうしても類型にはめなければならぬか、先ほどのお話だといふと、あなたのお話は、結局大学で教育はやつていても、教員というやつは、学問の研究というところから離れていつて、大体免許状に示されているところの科目、そういうようなものに合はしてやるといふようなお考え、そういうことになると、いわゆる大学の人たちが反対い

たしましたように、教育と学問の研究との切斷といふことがそこに行なわれ、そのは当然だと思ふのです。どこまでも研究といふことを離れたところに大学の存在価値はないわけですから、私はそういう意味で、もう少し幅を持つたお考えを現在は文部省が持つてゐるのかどうかですね。持つべきだと思ふのです、これは当然。

大体、先ほどのお話だといふと、御了解をいただいたといふが、それは御了解をしないかたならばたいへんなことになるという話を私は聞いたので、ある学長が、とにかくこれを持つていつてきめてこないことにはたいへんなことになると言つて、教官に説明したといふ話を聞いたんです。これは裏話です。それは別として、こういうようなことをこれは、たとへ事実かどうかかりませんが、私は大体事実だと思つておるのですけれども、こういうようなことが、大学の中から流れてくるといふことは、私はきわめて不明朗だと思ふのです。一休文部省は、どうしても学科学科目の設定については、大学の自治的な立場といふものを認めない、と、こういうお考えですか。

○政府委員(小林行雄君) この教育養成大学につきましても、先ほどもお答え申し上げましたように、教育養成——小学校の先生あるいは中学校の先生を養成するといふ一つの目的があるわけでございます、この目的に合はしたような教育を、どうしても行なう必要がある、そういうことから課程制をとり、また課程の下について、学科目といふものを立てることについて、たわけでございます、この大筋は正しいと思つております。

もちろんこの学科目の分け方につきましても、いろいろと御要望があつたことも、私もよく知つておりますが、これについては先ほど申しましたように、いろいろと説明の不十分な点もあり、誤解を招いた点もありましたので、一年間かかりまして、いろいろと大学の先生方とお話し合いをしたわけでございます。個々の大学に出かけていつて御説明をしたこともございますし、また、地域的に集まられたところへ行つて御説明をしたこともございます。決して私どもも脅迫によつて、脅迫と申しますか、強いて、とにかくとめたといふことは私毛頭考えておりません、そういう事実は私の部下の者にも、おそろくはなかつたのじやなかるうかと思つております。学科目の今後の問題につきましても、もし大学でいろいろと御要望があり、それがまた妥当であるといふふうな考えられれば、私どもとしても検討するつもりはございます。

○小林武君 課程制大学にするということについては、これはもう一種の何と申しますか、職業人養成という、いわゆる目的大学になることになりまふね。こういう考え方で教員を養成するといふことについては、どうでしょう。戦後の教員養成を大きく改善いたしましたときに、旧弊にかんがみといふような、旧制度の弊にかんがみといふような立場から、大学において教育を行なうといふ方針とは、これは逆行しないですか。

○政府委員(小林行雄君) 中教審の御審議の際に、要するに戦前と異なつた制度でいくべきであるといふことをいうてありますが、これは必ずしも課程

制だけをどうのこうのと言つておるわけではございませんが、先ほどお尋ねのございましたような、大学でない師範学校でやつておつたようなことについて、いろいろ批判がなされたと思ひます。課程制は御承知のように、今回の省令で初めて国立大学に制度化をいたしましたわけではございませんで、従来から、各教員養成大学においては、小学校教員養成課程、中学校教員養成課程といふことで、実際に学則に明記をいたしました、実施をしてまいつたのでございまして、それをそのまま今回の省令に規定をいたしましたといふことでございまして、したがつてこれが、これを実施をしたからといつて、戦前の制度のほうへ戻つていくのだということにはならぬと思ひます。

○小林武君 昭和三十三年の十一月十二日の教育職員養成審議会の教員養成制度の改善についての建議において「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改定とその実施を見、さらには大衆教育の改善について検討されることになるなど教員養成制度改善の専門的、具体的な検討はこれらの事情を考慮して、あらためて行なわれる必要を生じていた。」と書いてある。

これはあれですか、教育課程の改訂に合はして検討されていつたのじやないかといふ疑ひを、こういう事例の中から、私はひそかに心配してゐるのです。先ほどあなたのおっしゃつた中に、教員の養成といふようなものは、学問の研究といふ立場からばかりではなくて、教員といふ一つの職業人の養成という角度からやるから、学科目の設定について、文部省がひな形を示したといふことをおっしゃることになり

ますといふと、教育課程の改訂の問題、この問題と一休、これはひつかかり合ひがあると、こういうふうにか考へるのはどうですか。間違ひですか。

○政府委員(小林行雄君) 教員養成審議会の建議についてのお尋ねでございますが、これは要するに、従来ございました三十三年の中教審の答申が、その後年数を経て、かなりの年数がたつておる。その間に、こういうこともありましたが、これは御承知のように文部省から特に教員養成審議会に諮問をしたわけではございませんので、教員養成審議会として、いろいろ検討をして建議をしたいといふ自主的に始まつた御相談でございまして、これは私の推測でございしますが、要するに三十三年以後今日までの間に、こういうことがあつたといふ事情を述べられたものと思つております。

○小林武君 推測といふようなことは、あれですか。三十三年の十一月十二日といふと、もう二年、三十九年です、それから、いま。その間に、教員養成制度について検討を続けておられる文部省が、その建議について推定するとか推し測つてみるとかなんという、そういうことで、一休われわれが納得すると思つていらつしやいますか。

ましたように中教審の答申以来の時間的経過における経緯をお述べになったものと考えております。

○小林武君 私は逆なことを聞いておるんです。文部省の最高幹部といわれる方が出かけて行って、建議したらどうかとおっしゃったというようなことを聞いています。これはもちろん私は聞いた話ですから、しっかりと証拠をあなたの前に提出することはできませんけれども、そういうことが世間に流布されております。しかも高坂さんという方は、これは中教審のメンバーでありませんか。中教審のメンバーであつて諮問を受けるほうの一人であります。その方が建議をされる。

○政府委員(小林行雄君) 持っております。それは、そのことともう一つは、それを受けておりますから、四項の中に書かれておりますところの国家基準の問題なんです。高坂さんは、その点について、外部に出された文書の中にも書かれておる、教育課程の基準を国が定めるといふことに對する、この点は非常に問題になったと、こういうわけですね。教員養成大学の教育課程の基準を、国家基準をつくる、このこと、この科目設定のあなたの方のひな形との関係はないのかどうか、まことに疑わしいと思つておるのです、ほんとうのことをいふと。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように私どものほうから、文部省のほうから養成審議会に對して、建議をしたかどうかという働きかけをし

た事實は、少なくとも私の知つてゐる範囲におきましてはございません。もしそういうことであれば、これは諮問をしてもいいんじゃないだろうかということになると思ひます。私も諮問をするつもりはございませんで、審議会のほうで、要するに養成制度について中教審の答申が出た。その後、時間的な経過はあつたが、その後、大学制度改善に関する中教審の答申が出ました。その中で、やはり三十三年の中教審の答申の線を確認しておるわけでございますので、その点に關連して、養成審議会のほうで御研究になつたものを建議されたというふうには私は理解をいたしております。

○小林武君 そう読めるでしょう、これは。そのことともう一つは、それを受けておりますから、四項の中に書かれておりますところの国家基準の問題なんです。高坂さんは、その点について、外部に出された文書の中にも書かれておる、教育課程の基準を国が定めるといふことに對する、この点は非常に問題になったと、こういうわけですね。教員養成大学の教育課程の基準を、国家基準をつくる、このこと、この科目設定のあなたの方のひな形との関係はないのかどうか、まことに疑わしいと思つておるのです、ほんとうのことをいふと。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように私どものほうから、文部省のほうから養成審議会に對して、建議をしたかどうかという働きかけをし

た事實は、少なくとも私の知つてゐる範囲におきましてはございません。もしそういうことであれば、これは諮問をしてもいいんじゃないだろうかということになると思ひます。私も諮問をするつもりはございませんで、審議会のほうで、要するに養成制度について中教審の答申が出た。その後、時間的な経過はあつたが、その後、大学制度改善に関する中教審の答申が出ました。その中で、やはり三十三年の中教審の答申の線を確認しておるわけでございますので、その点に關連して、養成審議会のほうで御研究になつたものを建議されたというふうには私は理解をいたしております。

○小林武君 そう読めるでしょう、これは。そのことともう一つは、それを受けておりますから、四項の中に書かれておりますところの国家基準の問題なんです。高坂さんは、その点について、外部に出された文書の中にも書かれておる、教育課程の基準を国が定めるといふことに對する、この点は非常に問題になったと、こういうわけですね。教員養成大学の教育課程の基準を、国家基準をつくる、このこと、この科目設定のあなたの方のひな形との関係はないのかどうか、まことに疑わしいと思つておるのです、ほんとうのことをいふと。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように私どものほうから、文部省のほうから養成審議会に對して、建議をしたかどうかという働きかけをし

た事實は、少なくとも私の知つてゐる範囲におきましてはございません。もしそういうことであれば、これは諮問をしてもいいんじゃないだろうかということになると思ひます。私も諮問をするつもりはございませんで、審議会のほうで、要するに養成制度について中教審の答申が出た。その後、時間的な経過はあつたが、その後、大学制度改善に関する中教審の答申が出ました。その中で、やはり三十三年の中教審の答申の線を確認しておるわけでございますので、その点に關連して、養成審議会のほうで御研究になつたものを建議されたというふうには私は理解をいたしております。

○小林武君 そう読めるでしょう、これは。そのことともう一つは、それを受けておりますから、四項の中に書かれておりますところの国家基準の問題なんです。高坂さんは、その点について、外部に出された文書の中にも書かれておる、教育課程の基準を国が定めるといふことに對する、この点は非常に問題になったと、こういうわけですね。教員養成大学の教育課程の基準を、国家基準をつくる、このこと、この科目設定のあなたの方のひな形との関係はないのかどうか、まことに疑わしいと思つておるのです、ほんとうのことをいふと。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように私どものほうから、文部省のほうから養成審議会に對して、建議をしたかどうかという働きかけをし

た事實は、少なくとも私の知つてゐる範囲におきましてはございません。もしそういうことであれば、これは諮問をしてもいいんじゃないだろうかということになると思ひます。私も諮問をするつもりはございませんで、審議会のほうで、要するに養成制度について中教審の答申が出た。その後、時間的な経過はあつたが、その後、大学制度改善に関する中教審の答申が出ました。その中で、やはり三十三年の中教審の答申の線を確認しておるわけでございますので、その点に關連して、養成審議会のほうで御研究になつたものを建議されたというふうには私は理解をいたしております。

○小林武君 そう読めるでしょう、これは。そのことともう一つは、それを受けておりますから、四項の中に書かれておりますところの国家基準の問題なんです。高坂さんは、その点について、外部に出された文書の中にも書かれておる、教育課程の基準を国が定めるといふことに對する、この点は非常に問題になったと、こういうわけですね。教員養成大学の教育課程の基準を、国家基準をつくる、このこと、この科目設定のあなたの方のひな形との関係はないのかどうか、まことに疑わしいと思つておるのです、ほんとうのことをいふと。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように私どものほうから、文部省のほうから養成審議会に對して、建議をしたかどうかという働きかけをし

間をやらなければならぬのか、教員養成大学においては、そういう勉強の仕方をしてなければならぬのか。それで、は学問の自由ということはないのじゃないですか。たとえばある学者は、こういうことを言ひますね、教員養成大学というやうな大学で、憲法をひとつ、憲法を教えるとしたら、憲法を教えるのについては、基準に定められではないか。そのことはやがて、あなたたちも、すでに実施しているから言うのですけれども、目的大学というのが一つ出てきてゐる。いろんなことばの端から認定大学というのもある。

○小林武君 認定大学も、また目的大学と同じように教員をとかく出そうと思へば、当然そこには国家基準の制約を受ける。その他の大学といへども、教員になる者とする者を、もし国家試験などで検定試験をやるということになると、その者もまた、国家基準に影響されるということになりますると、結局、日本の学問全体が大学教育全体に波及する問題ともなると思ひます。一体、国家基準とは、どういうことなのか、国家基準と大学教育とは、一体どういふことになるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 要するに、教員養成の大学、あるいは学部では、先ほどお答え申し上げましたように、一つの教員養成という目的を持つておるわけでございます。その目的を達成するために、教育のまあ組織と申しますか、にすぎまして、基準がやはり必要になつてくるのだらう、免許状授与のために、やはりある範囲の組織的な教育、あるいは総合的な教育が行なわれなければならぬので、そういう

た基準を作るべきであるし、またその基準については、国で基準を作れというのが中央教育審議会の御答申の線でございます。

しかし、先ほどのお尋ねの中にございましたように、たとえばその中で、教員養成大学で憲法を教えるというところが載りましても、その憲法の教え方と申しますか、学説の中身まで、これで云々するといふようなことは毛頭ございませぬので、それによつて先生方の学問の研究をどうしよう、あるいはは学問の自由をどうしようということには私はならぬのではないかと思つております。

○小林武君 文部大臣にお尋ねをいたしたいのですけれども、いままでの灘尾文部大臣以外の大蔵の口からも、直接われわれは聞いたことございませぬけれども、教育課程といふやうなものを、一歩でもそれといふやうな教師は不届きである、こういうやうなものの考え方に立つておられる。これを受けて、一体、大学の教員養成制度をひとつ考へていこうといふのが基本的な教育課程の国家基準といふことを言つた場合に、教員養成大学におけるこの学問の自由といふのはどうなるのか、もう少し具体的に、ひとつ大臣からお話を承りたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 教育制度あるいは教育の課程といふやうなことになるはずと、専門的なことであるので、しろうとがこれ言ふのもいゝかかと、かように存じておるわけでありまが、私は義務教育諸学校等の教育に関するいわゆる学習指導要領、これは、これにひとつ血を通わせ肉を

いまの国家基準云々のことは、私もよくわかりませんが、学問研究について国家基準を設けるなどということはあり得ないと私は思うのであります。もししいていえば、いまのように社会に出まして、学校教育に携わる人に対する教育を、どの程度に行なうかというような点が問題になってくるのじやなかろうかと、かように考えておる次第であります。

から、あなたのほうで、しゃにむに合
わせなきゃならぬ。私は必ずしも省令
によって公布されたというようなこと
は、内容いかんによっては肯定してよ
ろしい、それは。大学の自主的な立場
でもってやられる範囲において、大
ざっぱにそういうことを国が示すとい
うことは、これはかまわない。だから
ほかにもこれは賛成した。この七条の
改正については反対はしておらない。

ういふものをこの中教審や建議の中に書かれておる。しかもそれが、これへ出てきた。私はそこに問題点を感じるんですよ。

私は文部大臣に、一体どういうお考えでございませうかと、あなたは教員養成について、もうそろそろ腹案みたいなもののができたんではありませんかという質問をしたら、全然ありませんと、こう言われたけれども、私は中教

が不満なんです。文部大臣はそこまですべて言っているんではありませんか、やっているんでしょう、事実。

○国務大臣(難尾弘吉君)　いろいろとどうも、だいぶ私の意中を勘ぐられておるような気がするのですが、私は、はつきりきまっていることなら、ちゃんとはつきり申し上げます。そこまですべておらない。中教審からの答申、あるいは教員養成審議会

なお、詳細なことはよく知りませんけれども、今日の各大学のコースとか養成課程とかというようなものの内容は、これをささいに検討しますと、かなり混雑しておるような点があるように、思っております。したがって、予算をとるのは文部省の仕事でありますけれども、予算のときに、たとえばある課目の人が要るのだということで予算をとりましても、大学でいろいろい

100

うことが時宜を得ているのじやなからうか、かように私も考える次第であります。

いづれにしましても、いろいろ御意見もありましようが、大学と文部省との間におきまして、無理無理に押しつけて、どうしたというふうなことはなっていない。かように私は了解いたしておるのであります。

○小林武君 大学局長にちよつとお尋ねいたしますが、あれですか、いまの教員養成の学科は、目的大学になつているのでしよう。大体、そうでありませんか。あなたのほうでは目的大学と、これを言いませんか。

○政府委員(小林行雄君) 厳格な意味での目的大学ということではないと思ひます。要するに、その教員養成学部における学生は、事実上単位をとりまして先生になる者が大部分と言へると思ひますが、その学生は、すべてが教員になるという形の、いわゆる教員養成を目的とする大学では現在はないと思ひます。

○小林武君 文部大臣にお尋ねいたしますが、勤めるなど、こういう話でありますけれども、勤めるなどというのは、勤めるだけの理由がなければ、あまりよくは勤めらんほうであります。勤めるだけの理由があるから、勤めるわけですから、それはさしておいで、それでは文部大臣は教員養成の問題は、非常に重要な問題で、先ほどから申しておりますように、中教審の答申もあつたし建議もあつた。こういう段階で、文部大臣も、とにかく本格的な教員養成をひとつ制度を考えると、いふことになる、そういうときは、一体あれですか、どういう形で、一体

そういう問題の決定をなさるのですか。

○国務大臣(難波弘吉君) この問題は、いわば心はやたけにはやれどもという性質の問題ではないかと思ふのでありまして、私の心持からいへば、なるべく早く結論を出したい、こういうふうに思ひますけれども、しかし事は、かなり重要でありますし、同時に、また困難な問題であります。予算的な問題もございましょう。あるいは各大学について、いろいろ問題も起こることでありましよう。あるいはまた、私学その他に対する影響はどうあるかと、こういうふうないろいろ困難な問題も控えているわけでございます。そう簡単に結論は出せるものではない、かように私は考へておりまして、急いで、また慎重にというふうな心持で、この問題に対処いたしておるわけでございまして、現在は文部省の内部において、いろいろ検討いたしております。しかしこれを実施に移す段階までには、まだまだいろいろな方の御意見も伺わなくてはならない、あるいは各方面の批評というものも聞かなくてはならない、世論というものも十分耳を傾けなければならぬ、いろいろな段階もあるかと思ふのであります。

だからして、心持からいへば、私はなるべく早くと思ひますけれども、その簡単に結論は出しにくい問題だと、このように考へております。

○小林武君 それでは、時間が参りましたから、もう終わりたいと思ひますけれども、文部大臣にひとつ念を押しておきたいことは、少なくとも文部行政を進めるにおいて、なしくずしでや

るようなやり方だけはやめてもらいたい、はつきりこの教員養成について、この方針でいくというふうなことを確定して、反対されようが、何されようが、だから内容の問題について、教育課程の問題についてもこうだと、あるいはききょうは時間がありませんでしたので、質問はしませんでしたけれども、試験制度というふうなことが建議の中に出てくる、こういう試験制度という制度は、非常に問題点のあるところですよ。そういう問題は、十分討論されないうまま、一つ一つ、とにかく実施だけはしていく、最後に、いつの間にか教員養成制度というものは全く変貌したというふうなやり方だけはしてもらいたくない、この点については、ひとつ十分お考えをお願いしたいと思います。

○委員長(中野文門君) 本日の委員会、これをもって散会いたします。

午後四時六分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、文化功労者年金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(衆)
一、学校警備員の設置に関する法律案(衆)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中(事務職員に係るものとする)を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(時間外勤務手当に係る改正規定の適用)

2 この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法中時間外勤務手当に係る規定は、この法律の施行の日以後の時間外勤務手当につき適用があるものとする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七十五億円の見込みである。

学校警備員の設置に関する法律

学校警備員の設置に関する法律

第一条

この法律は、学校に学校警備員を置き、学校の警備に関する教員の負担を軽減して教員が教育に専念することができるようにするとともに学校に係る火災、盗難等の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校をいう。

2 この法律において「学校警備員」とは、学校に係る火災、盗難等を防止するためその警備に従事する職員をいう。

(学校警備員の設置)
第三条 公立の学校には、二人以上の学校警備員を置かなければならない。

(本校及び分校)
第四条 前条の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

第五条 私立の学校には、公立の学校の例により、学校警備員を置くように努めなければならない。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校図書館法附則第二項改正等に関する請願(第六五八号)(第六八一号)(第七四七号)

一、靖国神社の国家護持に関する請願(第六八〇号)(第七二三号)(第七五八号)(第七五九号)(第七七〇号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七八号)(第七八九号)
一、公立高等学校の教職員定数増員等に関する請願(第六八二号)(第

六九〇号(第六九一号)(第六九七号)

一、国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(第六九六号)(第七〇八号)(第七二七号)(第七三五号)(第七四五号)(第七六六号)

一、建国記念日並びに国歌「君が代」に関する請願(第七二八号)

一、紀元節復活に関する請願(第七三四号)

一、二月十一日を建国記念の日とするの請願(第七四六号)

一、福岡学芸大学附属小倉小学校校舎改築に関する請願(第七六一号)

一、学校教育法の一部改正に関する請願(第七八七号)

第六五八号 昭和三十九年二月十四日受理

学校図書館法附則第二項改正等に関する請願

請願者 長崎県大村市久原郷五九一長崎県立大村高等学校校内長崎県学校図書館協議会内 松永利雄

紹介議員 久保 勤一君

この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。

第六八一号 昭和三十九年二月十四日受理

学校図書館法附則第二項改正等に関する請願

請願者 三重県津市刑部県立津高等学校内三重県学校図書館協議会内 市川一郎

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。

第七四七号 昭和三十九年二月十九日受理

学校図書館法附則第二項改正等に関する請願

請願者 山梨県甲府市百石町春日小学校内山梨県学校図書館協議会内 高根良徹

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。

第六八〇号 昭和三十九年二月十四日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 高知市丸ノ内六七財団法人高知県遺族会内 前田東穂外二千二百八十七名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七二三号 昭和三十九年二月十七日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡関金町大字泰久寺内 日野六蔵 外百名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 島根県瀬郷郡温泉津町 温泉津 村上啓之助外五千九百三名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七五九号 昭和三十九年二月十九日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 奈良市杉ヶ本町 西田 松太郎外七千六百十四名

紹介議員 新谷寅三郎君 徳永 正利君、大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七七〇号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中川区富田町 富田町遺族会内 福谷 治郎外十一万八千四百四十五名

紹介議員 大谷 賢雄君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七七三号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 島根県大田市大田町 繁田龍一外五千九百二名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七七四号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 富山市総曲輪四八八 五十里勝外六千三百四十三名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七七五号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(二通)

請願者 新潟市下所島五五 崎永吉外一万六千七百五十一名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七七六号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(五通)

請願者 福島県信夫郡松川町字 中原一二三松川町遺族会内 阿部伊勢松外一万三千九百三十九名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七七七号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(五通)

請願者 茨城県北茨城市磯原町 大塚一、一三七 豊田 鶴雄外一万八千八百五十八名

紹介議員 鈴木 一司君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七七八号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(六通)

請願者 福島県安達郡東和町木 幡字松ヶ作六五 武藤 重之丞外二万七千八百十五名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七七八号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(二通)

請願者 島根県松江市奥谷町 遠藤房俊外九千四百十五名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第七八九号 昭和三十九年二月二十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願(五通)

請願者 福島県安達郡白沢村大 字白岩字馬場二一白

沢村白岩地区遺族会
内 渡辺利光外一万七
千四百八十六名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第六八二号 昭和三十九年二月十四日受理

公立高等学校の教職員定数増員等に関する請願

請願者 宮城県古川市大柿字北町六八 葛弘

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第六四七号と同じである。

第六九〇号 昭和三十九年二月十四日受理

公立高等学校の教職員定数増員等に関する請願(二通)

請願者 広島県福山市横尾町四〇八 浅野和彦外一名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第六四七号と同じである。

第六九一号 昭和三十九年二月十四日受理

公立高等学校の教職員定数増員等に関する請願(一通)

請願者 広島県呉市吉浦本町四ノ一二 天野敏見外一名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第六四七号と同じである。

第六九七号 昭和三十九年二月十五日受理

公立高等学校の教職員定数増員等に関する請願

請願者 名古屋市中区下堀川町二〇 服部一男

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第六四七号と同じである。

第六九六号 昭和三十九年二月十五日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 長野県埴科郡松代町大字柴三五〇ノ一寺尾農

業協同組合長 富林安登外二千五百名

紹介議員 木内 四郎君

国内産牛乳による学校給食制度の法制化を実現し、青少年の体位向上と酪農安定を図りたい。また、本年度第三学期の生乳給食わくの拡大をはかると同時に下半期脱脂粉乳の輸入をすみやかに取りやめ、昭和三十九年度予算には生乳の学校給食予算を増額せられたいとの請願。

第七〇八号 昭和三十九年二月十七日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡日義村二一九 三沢清外百七十六名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七二七号 昭和三十九年二月十八日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町四、二七六ノ二池田町

農業協同組合長 福田国男外七百八十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七三五号 昭和三十九年二月十八日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 佐賀県三養基郡北茂安村 北原竹次郎外五百三十二名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第七四五号 昭和三十九年二月二十日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 長野県飯山市山岸 坂口太一郎外六百八十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第七六六号 昭和三十九年二月二十日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡生坂村

六、二九一 宮川豊城
外千四百二十八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七二八号 昭和三十九年二月十八日受理

建国記念日並びに国歌「君が代」に関する請願

請願者 高知市帯屋町九五社団法人高知市遺族福祉会

会長 合田朝三外三十八名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第七三四号 昭和三十九年二月十八日受理

紀元節復活に関する請願

請願者 新潟県高田城南城二丁目紀元節奉祝大会内

篠原誠一郎

紹介議員 佐藤 芳男君

二月十一日の紀元節を復活するため、今国会において立法措置を講ぜられたいとの請願。

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてからすでに十数年経過したが、人心の安定にしがたい、これが復活を希望する声が高まってきた。

これは、祖国の歴史と伝統を回顧し、国家興隆の前途を思うとき、当然起こってくる国民の反省である。

第七四六号 昭和三十九年二月十九日受理

この請願の趣旨は、第六五五号と同じである。

二月十一日を建国記念の日とするの請願

請願者 福島県双葉郡双葉町大字長塚字福田迫一四 佐々木孟久外三十七名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第六五五号と同じである。

第七六一号 昭和三十九年二月十九日受理

福岡学芸大学附属小倉小学校校舎改築に関する請願

請願者 北九州市小倉区富野一、〇〇〇福岡学芸大学附属小倉小学校内育友会内 段谷弘忠外四百五十八名

紹介議員 鈴木 亨弘君

福岡学芸大学附属小倉小学校は、はなはだしく老朽しているから早急に改築せられたいとの請願。

本小学校の校舎は、明治四十四年七月に竣工し、爾来五十有余年の風雪にたえてきたもので、その老朽状態は限界に達しており、父兄各位は、現校舎の改築を焦びの急と感じ、改築資金を毎月積立てている。また、本校は、福岡学芸大学内の各附属小学校中で、特に老朽化しており、大学当局においても、改築の緊急性を痛感し、昭和三十八年七月二十五日文部省当局に改築の予算等を提出したが、いまだに実現されていない。(資料添付あり)

第七八七号 昭和三十九年二月二十日受理

学校教育法の一部改正に関する請願
請願者 福岡市大濠二ノ八ノ一

三 高山平一

紹介議員 野田 俊作君

経理学校を学校法人専修学校として発
足せしめるため学校教育法第一条に
「専修学校」を加えられたいとの請願。
(学校教育法改正案要綱添付)

経理学校は、昭和二十六年全国経理学
校協会を組織し、昭和三十四年に社団
法人全国経理学校協会に改組、今日全
国に百九十七校の会員を擁して、みな
堅実な歩みを続けており、全体の二割
強が準学校法人で、あとの七割強まで
早急に法人化できうる確信をもってい
る。全国経理学校協会所属の学校は、
単に簿記技術とか、珠算技能だけの教
科課程の学校ではなく、専門教科以外
に教養課程も相当多く加味されてお
り、修業年限も一年、二年、三年等そ
の地方の状況により多少の差異はあつ
ても、二年制度が最も多く数えられ
る。

入学志願者は中学卒業者の入学が絶対
多数を占めており、商業高等学校に準
ずる学校として、自他共に認められ後
期中等教育機関として十分社会の要請
に答えており、将来もこれ以上の成果
をあげたい所存である。(専修学校設置
基準案添付)

二月二十九日本委員会に左の案件を付
託された。

一、私立学校振興会法等の一部を改
正する法律案

私立学校振興会法等の一部を改
正する法律案

私立学校振興会法等の一部を
改正する法律

第一条 私立学校振興会法(昭和二
十七年法律第十一号)の一部を次
のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「学
校法人」の下に「又は私立学校法
第六十四條第四項の法人」を、「私
立学校」の下に「又は職業に必要
な技術の教授を目的とする私立の
各種学校(学校教育法第八十三條
第一項に規定する各種学校をい
う)であつて政令で定めるもの」
を加える。

第二十六條中「学校法人を含
む。」及び「当該学校法人」の下
に「又は私立学校法第六十四條第
四項の法人」を加える。

第二条 私立大学の研究設備に対す
る国の補助に関する法律(昭和三
十二年法律第十八号)の一部を次
のように改正する。

第二条中「二分の一」を「三分
の二」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十九年三月七日印刷

昭和三十九年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局